

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年3月30日

【事業年度】 第151期(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 ライオン株式会社

【英訳名】 Lion Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 濱 逸 夫

【本店の所在の場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 東京(3621)6211(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 鎌 尾 義 明

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 東京(3621)6211(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 鎌 尾 義 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
ライオン株式会社 大阪オフィス
(大阪市福島区福島七丁目22番1号)
ライオン株式会社 名古屋オフィス
(名古屋市中区錦二丁目3番4号
名古屋錦フロントタワー)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第147期 平成19年12月	第148期 平成20年12月	第149期 平成21年12月	第150期 平成22年12月	第151期 平成23年12月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	341,717	338,236	321,947	331,100	327,500
経常利益 (百万円)	10,104	7,603	11,145	11,795	12,183
当期純利益 (百万円)	5,423	3,040	5,465	6,041	4,077
包括利益 (百万円)					2,564
純資産額 (百万円)	107,540	100,574	103,624	105,760	105,252
総資産額 (百万円)	279,147	267,438	256,220	260,939	249,272
1株当たり純資産額 (円)	382.80	362.02	371.50	382.18	380.11
1株当たり当期純利益 (円)	20.06	11.23	20.22	22.41	15.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	20.02	11.22	20.19	22.37	15.16
自己資本比率 (%)	37.1	36.6	39.2	39.3	40.9
自己資本利益率 (%)	5.3	3.0	5.5	6.0	4.0
株価収益率 (倍)	26.6	43.2	22.4	19.8	30.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,030	15,183	24,978	25,518	11,134
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	39,500	11,798	13,669	5,310	8,051
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	29,844	2,689	11,658	8,293	11,897
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	33,219	33,098	32,812	44,582	35,640
従業員数 (名)	5,761	5,774	5,750	5,972	5,973
[外、平均臨時雇用者数]	[]	[]	[]	[595]	[623]
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	267,135	266,478	255,691	255,760	253,122
経常利益 (百万円)	10,171	6,590	7,740	7,802	9,272
当期純利益 (百万円)	5,087	2,908	4,132	5,848	3,585
資本金 (百万円)	34,433	34,433	34,433	34,433	34,433
発行済株式総数 (株)	299,115,346	299,115,346	299,115,346	299,115,346	299,115,346
純資産額 (百万円)	90,874	88,536	89,634	92,098	91,660
総資産額 (百万円)	244,366	241,061	225,764	224,991	219,398
1株当たり純資産額 (円)	335.60	327.17	331.10	342.40	340.75
1株当たり配当額 (円)	10	10	10	10	11
(うち1株当たり 中間配当額) (円)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)
1株当たり当期純利益 (円)	18.81	10.75	15.29	21.69	13.35
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	18.77	10.73	15.27	21.66	13.33
自己資本比率 (%)	37.2	36.7	39.6	40.9	41.7
自己資本利益率 (%)	5.6	3.2	4.6	6.4	3.9
株価収益率 (倍)	28.4	45.1	29.6	20.4	34.1
配当性向 (%)	53.2	93.0	65.4	46.1	82.4
従業員数 (名)	2,496	2,480	2,449	2,456	2,439
[外、平均臨時雇用者数]	[]	[]	[]	[263]	[268]

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 【沿革】

当社は、昭和55年1月1日「ライオン歯磨株式会社」と「ライオン油脂株式会社」が対等合併し、「ライオン株式会社」として発足いたしました。

創業から合併以前の二社の時代、及び合併してライオン株式会社になってからの主な経過は次のとおりであります。

年月	概要		
明治24.10 29.7 43.12	初代小林富次郎が神田柳原河岸の店舗(小林富次郎商店)にて、石鹼・燐寸の原料と石鹼の製造販売を開始。初めて良質粉歯磨の製造を開始し、これを「獅子印ライオン歯磨」と名づける。合資会社ライオン石鹼工場を設立。		
(以下、左欄はライオン歯磨株式会社に関する沿革を記載し、右欄はライオン油脂株式会社に関する沿革を記載する。)			
年月	ライオン歯磨株式会社	年月	ライオン油脂株式会社
大正7.9	小林富次郎商店を改組して、株式会社小林商店設立。	大正8.8	合資会社ライオン石鹼工場を改組して、ライオン石鹼株式会社を設立。
昭和24.2	株式会社小林商店をライオン歯磨株式会社と商号変更。	昭和11.4	平井工場(旧東京工場)竣工。
24.5	東京証券取引所に上場。	15.9	ライオン石鹼株式会社をライオン油脂株式会社と商号変更。
36.6	ライオン不動産株式会社(現在のライオンビジネスサービス株式会社)設立。	16.2	ライオン石鹼東京配給株式会社(現在のライオン商事株式会社)設立。
38.11	ライオンサービス株式会社(現在のライオン流通サービス株式会社)設立。	24.5	東京証券取引所に上場。
39.9	小田原工場竣工。	35.11	リード石鹼株式会社(昭和42.7ライオン販送株式会社と改称、現在のライオン流通サービス株式会社)設立。
41.5	大阪証券取引所市場第一部に上場。 (平成19年12月上場廃止)	38.11	アーマー社等と共同出資でライオン・アーマー株式会社(現在のライオン・アクゾ株式会社)設立。
44.4	明石工場竣工。	39.11	川崎工場竣工。
49.6	小田原に新研究所竣工。	42.12	サハ社と共同出資で泰国獅王油脂有限公司(現在の泰国獅王企業有限公司)設立。
50.11	マコーミック社と共同出資でライオンマコーミック株式会社設立。 (平成19年7月清算終了)	43.10	大阪工場竣工。
51.12	クーパーラボトリー社と共同出資でライオンクーパー株式会社(現在のライオン歯科材株式会社)設立。	44.9	九州ライオン石鹼株式会社を吸収合併(旧九州工場)。
53.1	ライオン油脂株式会社と共同出資でライオン製品株式会社設立。	46.2	ライオンエンジニアリング株式会社(現在のライオンエンジニアリング株式会社)設立。
54.6	ライオン歯磨株式会社とライオン油脂株式会社とが昭和55年1月に対等合併し、ライオン株式会社となる旨の合併契約書に調印。	51.10	市原ボトル株式会社(現在のライオンパッケージング株式会社)設立。
(以下、ライオン株式会社に合併してからの沿革を記載する。)			
年月	ライオン株式会社の概要		
昭和55.1	ライオン株式会社発足。		
55.4	プリストル・マイヤーズ社と共同出資でプリストルマイヤーズ・ライオン株式会社設立。		
56.11	小田原工場内に薬品工場竣工。		
57.3	獅王家庭用品(シンガポール)有限公司設立(現在の獅王企業(シンガポール)有限公司)。		
57.8	千葉工場竣工。		
57.11	ライオン化学株式会社(現在のライオンケミカル株式会社)設立。		
57.12	ライオンハイジーン株式会社設立。		
60.7	藤沢薬品工業株式会社より芳香剤等ホームケア用品の製造販売権を取得。		
平成元.2	ライオンオレオケミカル株式会社設立。		
5.1	アンネ株式会社を吸収合併。		
12.12	九州工場閉鎖。		
14.2	伊勢原工場閉鎖。		
15.7	川崎工場閉鎖。		
15.12	ライオンオレオケミカル株式会社がライオン化学株式会社に営業譲渡し、ライオンケミカル株式会社発足。		
16.12	中外製薬株式会社より一般用医薬品事業並びに韓国CJ Corp.より生活化学事業を取得(現在のCJライオン株式会社)。		
18.10	東京工場閉鎖。		
19.6	ライオンエコケミカルズ有限公司をマレーシアに設立。		
19.7	米国プリストル・マイヤーズ・スクイブ社より解熱鎮痛薬の日本及びアジア・オセアニア地域(中国等の一部国・地域を除く)における商標権を取得。それに伴い、プリストル・マイヤーズ社との合併契約を解消し、プリストルマイヤーズ・ライオン株式会社を解散。		
23.6	獅王(中国)日用科技有限公司設立。		

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社26社及び関連会社12社で構成され、一般用消費財事業、産業用品事業、及び海外事業を主な内容とし、さらに各事業に関連する物流その他のサービスの事業活動を行っております。

当社グループの事業に係わる位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、報告セグメントと同一の区分であります。

(一般用消費財事業)

主として当社が製造または購入し、代理店・特約店を通じて販売されております。ライオンパッケージング㈱(連結子会社)は、当社に商品を提供しております。

歯科材料等については、ライオン歯科材㈱(連結子会社)が当社より購入し、販売しております。ペットフード・ペット用品は、ライオン商事㈱(連結子会社)が販売しております。

また、ライオン・フィールド・マーケティング㈱(連結子会社)が当社等の販売促進活動業務を行っております。

(産業用品事業)

当社及び一方社油脂工業㈱(連結子会社)が製造または購入し、代理店を通じて販売されております。ライオンケミカル㈱(連結子会社)、一方社油脂工業㈱(連結子会社)及びライオン・アクゾ㈱(持分法適用関連会社)は、製造を一部担当し当社に原料・商品を提供しております。

なお、厨房用洗剤等は、ライオンハイジーン㈱(連結子会社)が、一部を当社より購入し、販売しております。

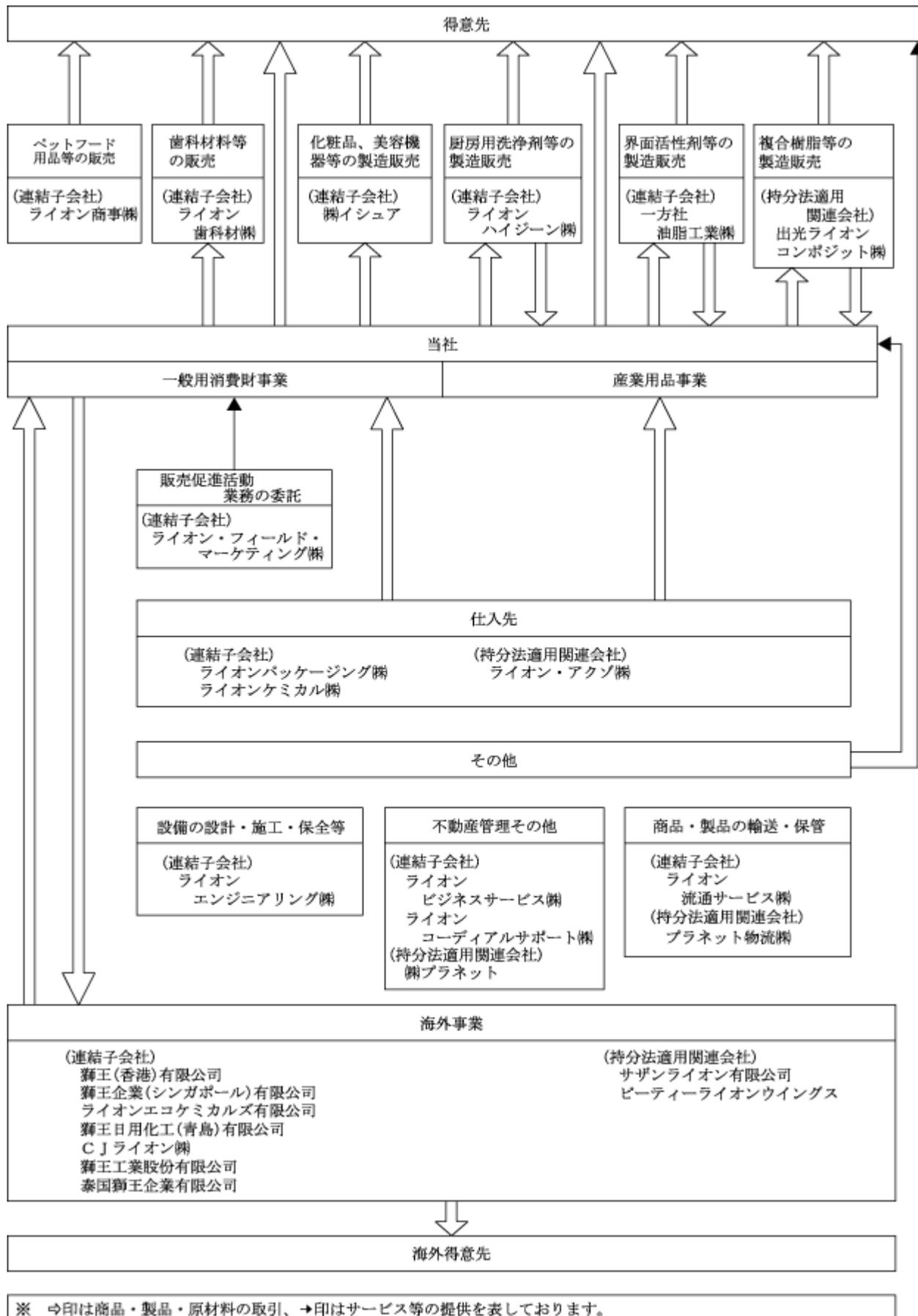
(海外事業)

海外においては、泰国獅王企業有限公司(連結子会社)、C Jライオン㈱(連結子会社)及び獅王日用化工(青島)有限公司(連結子会社)が一般用消費財等の製造・販売を、獅王(香港)有限公司(連結子会社)及び獅王企業(シンガポール)有限公司(連結子会社)が、当社及び泰国獅王企業有限公司(連結子会社)並びに獅王日用化工(青島)有限公司(連結子会社)より商品・製品の一部を購入し、販売しております。また、ライオンエコケミカルズ有限公司(連結子会社)が、化学品原料の製造・販売を行っております。

(その他)

その他として、ライオンエンジニアリング㈱(連結子会社)が当社等の設備の設計、施工、保全業務を、ライオン流通サービス㈱(連結子会社)が当社等の商品・製品の運送、保管業務を、ライオンビジネスサービス㈱(連結子会社)が当社等の不動産・保険関係業務及び福利厚生業務を行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ライオン エンジニアリング(株)	東京都墨田区	100	その他	100.0	2	8	なし	当社設備等 の建設及び 保守管理	事務所の 一部賃貸
ライオンケミカル(株) 1	東京都墨田区	7,800	産業用品事業	100.0	3	10	貸付金	原料・商品 の仕入先	事務所・ 土地の一部 賃貸借
ライオン コーディネーション(株)	東京都墨田区	20	その他	100.0		5	なし	一般労働者 の派遣	事務所の 賃貸
ライオン歯科材(株)	東京都墨田区	10	一般用消費財事業	100.0	1	8	なし	当社製商品 の販売先	事務所の 賃貸
ライオン商事(株)	東京都墨田区	240	一般用消費財事業	100.0	1	6	なし		事務所の 一部賃貸
ライオンハイジーン(株)	東京都墨田区	300	産業用品事業	100.0	1	6	なし	当社商品 の販売先	事務所・ 倉庫の 一部賃貸
ライオン パッケージング(株)	千葉県市原市	180	一般用消費財事業	100.0	1	7	なし	材料・商品 の仕入先	事務所の 一部賃貸 ・土地の 一部賃貸
ライオン ビジネスサービス(株)	東京都墨田区	490	その他	100.0	1	4	なし	賃貸物件の 斡旋依頼及 び保険付保	事務所・ 土地の一部 賃貸借
ライオン・ フィールド・ マーケティング(株)	東京都墨田区	50	一般用消費財事業	100.0	2	7	なし	販売促進 活動業務 の委託先	事務所の 一部賃貸
ライオン 流通サービス(株)	東京都墨田区	40	その他	100.0	2	7	なし	当社製商品 の輸送 ・保管	事務所の 一部賃貸
(株)イシュア	東京都港区	20	一般用消費財事業	100.0		6	貸付金	当社製商品 の販売先	事務所の 一部賃貸
一方社油脂工業(株)	兵庫県小野市	200	産業用品事業	100.0	2	6	貸付金	当社製商品 の販売先 及び原料 ・商品の 仕入先	
獅王(香港)有限公司	中華人民共和国 (香港)	千香港ドル 12,000	海外事業	100.0		4	なし	当社製商品 の販売先	
獅王企業 (シンガポール) 有限公司	シンガポール	千シンガポール ドル 9,000	海外事業	100.0		3	なし	当社製商品 の販売先	
獅王広告有限公司	中華人民共和国 (香港)	千香港ドル 100	海外事業	2 100.0 (100.0)		3	なし		

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ライオンエコケミカルズ 有限公司 1	マレーシア	千マレーシア ドル 177,000	海外事業	100.0		5	なし	当社商品の 販売先	
獅王日用化工 (青島)有限公司	中華人民共和国	723	海外事業	100.0		6	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	
獅王(中国)日用科技有限 公司	中華人民共和国	千米ドル 17,755	海外事業	100.0		6	なし		
ピーティー方社インド ネシア	インドネシア	千米ドル 750	海外事業	3 100.0 (90.0)			なし		
CJライオン(株)	大韓民国	千韓国ウォン 5,000,000	海外事業	81.0		5	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	
獅王工業股? 有限公司	台湾	千台湾ドル 218,150	海外事業	53.8		5	なし	当社製商品 の販売先	
泰国獅王企業 有限公司	タイ	千バーツ 300,000	海外事業	51.0	3	6	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	
ライオンサービス(株)	タイ	千バーツ 7,000	海外事業	4 49.0 (49.0)			なし		

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ライオン・アクゾ(株)	三重県四日市市	1,000	産業用品事業	50.0	3	2	なし	脂肪酸窒 素誘導体等 の購入先	事務所の 一部賃貸
出光ライオン コンポジット(株)	東京都台東区	100	産業用品事業	50.0	2	3	なし	特殊複合 合成樹脂 の購入先	
プラネット物流(株)	東京都墨田区	240	その他	20.8	1	1	なし	当社製商品の 輸送 ・保管	
(株)プラネット	東京都港区	436	その他	16.1	1		なし	VANの 利 用	
サザンライオン 有限公司	マレーシア	千マレーシア ドル 22,000	海外事業	50.0		3	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	
ピーティーライオン ウイングス	インドネシア	百万ルピア 64,062	海外事業	48.0		4	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	

- (注) 1 ライオンケミカル(株)ならびにライオンエコケミカルズ有限公司は特定子会社であります。
2 獅王広告有限公司の議決権は獅王(香港)有限公司が所有しております。
3 ピーティー方社インドネシアの議決権の90%は、一方社油脂工業(株)が所有しております。
4 ライオンサービス(株)の議決権は、泰国獅王企業有限公司が所有しております。
5 ケッチェン・ブラック・インターナショナル(株)は、清算が終了したため、持分法適用の範囲から除外しております。
6 (株)プラネットは、有価証券報告書を提出しております。なお、(株)プラネット以外の上記連結子会社及び持分法適用関連会社は有価証券届出書及び有価証券報告書を提出しておりません。
7 議決権に対する所有割合の()内は間接所有割合で内数であります。
8 上記以外に小規模な持分法適用非連結子会社が2社、持分法適用関連会社が1社あります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
一般用消費財事業	2,597	[513]
産業用品事業	628	[27]
海外事業	2,148	[35]
その他	333	[47]
全社(共通)	267	[1]
合計	5,973	[623]

- (注) 1 従業員は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成23年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢 (歳)	(月)	平均勤続年数 (年)	(月)	平均年間給与(円)
2,439 [268]	43	2	20	1	7,139,214

セグメントの名称	従業員数(名)	
一般用消費財事業	2,035	[267]
産業用品事業	137	[]
海外事業		[]
その他		[]
全社(共通)	267	[1]
合計	2,439	[268]

- (注) 1 従業員は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社及び一部子会社では労働組合が組織されております。なお、労使関係は安定しており特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、消費者物価の緩やかな下落が続く中、個人消費や生産活動に持ち直しの動きがみられましたが、東日本大震災の影響、円高や海外経済の減速による企業収益の減少等もあり、不透明な状況で推移しました。

当社グループが主に事業を展開する国内一般用消費財業界は、店頭での激しい販売競争に加え、原材料価格の上昇による影響もあり、厳しい事業環境にありました。

このような事業環境の中、当社グループは、「企業価値の向上」を目指し、成長基盤の強化、環境対応先進企業を目指した活動を推進しました。

成長基盤の強化としては、国内外において主力ブランドの重点育成を進めました。国内では、主力の歯ブラシ、制汗剤、柔軟剤等で新製品を発売し、住居用洗剤で新しい生活習慣を提案する新製品を発売しました。海外ではオーラルケア製品、洗濯用洗剤を中心に、各国共通ブランドと各国独自ブランドを組み合わせた商品育成戦略を進め売上の拡大を図りました。また、成長が続く中国で生産能力拡大に向け新会社を設立するとともに、新たにフィリピンへの事業参入を決定しました。さらに、製造原価低減等のトータルコストダウンにグループ全体で継続的に取り組み収益力の向上を図りました。

環境対応先進企業を目指した活動としては、政府が提唱する地球温暖化防止運動への参画として「ライオンチャレンジ25」を進めるとともに、水環境保全に向けた取り組みなど当社グループの環境保全活動である「ECO LION(エコ ライオン)」活動を推進しました。

なお、震災により、当社グループの生産設備、営業、物流拠点等が被害を受け、主力製品の一部に影響がありました。生活必需品メーカーとしての供給責任を果たすべく、生産、供給体制の早期復旧を図るとともに、義援金の拠出、支援物資の供給、人的支援等を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は3,275億円（前年同期比1.1%減）となりましたが、高付加価値製品の売上拡大や競争費用の効率化等により原材料価格の上昇を吸収し、営業利益は111億6千9百万円（同6.4%増）、経常利益は121億8千3百万円（同3.3%増）となりました。

また、当期純利益は、震災関連損失29億7千1百万円等を特別損失として計上し、40億7千7百万円（同32.5%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

一般用消費財事業

当事業は、「オーラルケア分野」、「ビューティケア分野」、「薬品分野」、「ファブリックケア分野」、「リビングケア分野」、「その他の分野」に分かれており、全体の売上高は、前年同期比0.7%の減少となりました。セグメント利益は、原材料価格上昇の影響を受けましたが、高付加価値製品の育成および競争費用の効率化により前年同期比9.2%の増加となりました。

	当連結会計年度（百万円）	前連結会計年度（百万円）	増減率
売上高	262,381	264,172	0.7%
セグメント利益	8,760	8,019	9.2%

[売上高の分野別状況]

	当連結会計年度(百万円)	前連結会計年度(百万円)	増減率
オーラルケア分野	50,836	49,081	3.6%
ビューティケア分野	22,804	22,467	1.5%
薬品分野	38,444	40,004	3.9%
ファブリックケア分野	79,579	83,479	4.7%
リビングケア分野	23,198	23,287	0.4%
その他の分野	47,518	45,852	3.6%

(オーラルケア分野)

歯磨は、震災の影響を受けましたが、改良発売した主力の「デンターシステムEX(イーエックス)」が順調に推移するとともに、“マイルド香味タイプ”を新たに追加した「ハイテクト」が好調に推移し、前年同期比横ばいとなりました。

歯刷牙は、新製品“しっかり毛腰タイプ”を加えた「デンターシステム」や小学生に人気のキャラクター“イナズマイレブン GO(ゴ-)”を新たに追加した「こどもハブラシ」が好調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

(ビューティケア分野)

シャンプー、リンスは、リンスインタイプの「ソフトインワン」が伸びなやみ、全体の売上は前年同期を下回りました。

ハンドソープは、「キレイキレイ 薬用泡ハンドソープ」が好調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

制汗剤は、ナノイオンで汗のニオイをしっかりと抑える新製品「Ban(バン)」シリーズがお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

(薬品分野)

解熱鎮痛薬は、主力の「パファリンA」が堅調に推移し、全体の売上は前年同期比微増となりました。

総合感冒薬は、「パファリンかぜEX(イーエックス)」が市場規模縮小および競争激化の影響を受け、全体の売上は前年同期を下回りました。

点眼剤は、新製品“クールタイプ”を加えた主力の「スマイル40EX(イーエックス)」シリーズが好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

殺虫剤は、「バルサン まちぶせスプレー」を改良発売しましたが、競争激化の影響を受け、全体の売上は前年同期を下回りました。

(ファブリックケア分野)

洗濯用洗剤は、市場規模の拡大が続く液体市場で、黄ばみやニオイの原因となる皮脂汚れをナノレベルまで分解して落とす「トップ NANOX(ナノックス)」を改良発売するとともに、「トップ クリアリキッド」が好調に推移しましたが、震災の影響を受け、全体の売上は前年同期を下回りました。

漂白剤は、「ブライトW(ダブル) 除菌&抗菌」が好調に推移しましたが、「手間なしブライト」が伸びなやみ、全体の売上は前年同期を下回りました。

柔軟剤は、スイートフローラルアロマの香りの新製品“ジュリエット”を加えた「香り&デオドラントのソフラン アロマリッチ」がお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

(リビングケア分野)

台所用洗剤は、改良発売した食器洗い機用洗剤「CHARMY(チャーミー) クリスタ」シリーズが好調に推移しましたが、「CHARMY(チャーミー) 泡のチカラ」シリーズが伸びなやみ、全体の売上は前年同期比横ばいとなりました。

住居用洗剤は、「おふろのルック」が堅調に推移するとともに、トイレトペーパーでトイレの汚れをサッとひと拭きできる新製品「ルックまめピカ トイレのふき取りクリーナー」がお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

(その他の分野)

機能性食品等は、「ナイスリムエッセンス ラクトフェリン」が好調に推移するとともに、糖を気遣う中高年の方におすすめの新製品「糖と上手に付き合うために 糖質習慣」がお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

ペット用品は、猫用トイレ「ニオイをとる砂」が好調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

産業用品事業

当事業では、界面活性剤、導電性カーボン、業務用洗剤等を取り扱っており、全体の売上高は前年同期比4.0%の増加となりました。セグメント利益は、原材料価格上昇等の影響により前年同期比38.7%の減少となりました。

	当連結会計年度(百万円)	前連結会計年度(百万円)	増減率
売上高	52,410	50,392	4.0%
セグメント利益	429	700	38.7%

油脂活性剤は、国内向け洗剤原料や食品添加剤用途が好調に推移しましたが、海外向け洗剤原料が円高の影響を受け、全体の売上は前年同期比横ばいとなりました。

導電性カーボンは、震災やタイの洪水の影響を受けた自動車や電子部品の需要低迷により、全体の売上は前年同期を下回りました。

業務用洗剤は、ハンドソープが堅調に推移するとともに、改良発売した手指消毒用アルコールが好調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

海外事業

海外は、タイ、韓国、中国等において事業を展開しており、全体の売上高は、前年同期比1.5%の増加(為替変動の影響を除いた実質前期比は6.8%の増加)となりました。セグメント利益は、原材料価格上昇の影響を受けましたが、コストダウンおよび競争費用の効率化により前年同期比28.2%の増加となりました。

	当連結会計年度(百万円)	前連結会計年度(百万円)	増減率
売上高	53,757	52,975	1.5%
セグメント利益	790	616	28.2%

タイでは、洗濯用洗剤が順調に推移するとともに、「システム」歯刷牙が好調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りましたが、為替変動の影響を受け円貨換算では横ばいとなりました。

韓国では、洗濯用洗剤の液体「ビート」が好調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りましたが、為替変動の影響を受け円貨換算では横ばいとなりました。

中国では、「システム」歯刷牙が好調に推移するとともに、「ザクト」歯磨が堅調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回り円貨換算でも堅調に推移しました。

その他

その他では、建設請負事業の受注減少により、全体の売上高は263億8千4百万円（前年同期比7.1%減）、セグメント利益は7億7千1百万円（同19.3%減）となりました。

	当連結会計年度（百万円）	前連結会計年度（百万円）	増減率
売上高	26,384	28,388	7.1%
セグメント利益	771	955	19.3%

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、当連結会計年度期首に比べ89億4千2百万円の資金の減少（前連結会計年度は117億6千9百万円の資金の増加）となり、当連結会計年度末残高は356億4千万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権、たな卸資産の増加等による資金の減少がありましたが、それらを上回る税金等調整前当期純利益や減価償却費の計上等により、111億3千4百万円の資金の増加（前連結会計年度は255億1千8百万円の資金の増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産や無形固定資産の取得による支出等により、80億5千1百万円の資金の減少（前連結会計年度は53億円1千万円の資金の減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当の支払いや長期借入金の返済による支出等により、118億9千7百万円の資金の減少（前連結会計年度は82億9千3百万円の資金の減少）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
一般用消費財事業	185,113	2.3
産業用品事業	21,513	0.3
海外事業	47,691	0.3
その他		
計	254,318	1.8

(注) 金額は生産者販売価格で算出しており、消費税等は含んでおりません。

(2) 受注状況

受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
一般用消費財事業	241,234	1.1
産業用品事業	31,016	0.8
海外事業	51,018	1.6
その他	4,231	32.4
計	327,500	1.1

(注) 1 セグメント間の内部取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
(株)P a l t a c	63,325	19.1	62,528	19.1
(株)あらた	62,853	19.0	61,573	18.8

3 金額は消費税等を含んでおりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 当社グループの対処すべき課題

当社グループは、今後の目指す姿と、そこに至る戦略として「Vision (ビジョン) 2020」をまとめました。

「Vision 2020」で目指す3つのビジョン 「くらしとこころの価値創造企業を目指す」 「環境対応先進企業を目指す」 「挑戦・創造・学習企業を目指す」
--

この新しいビジョンの実現に向け、初動の3ヵ年計画である「V - 1計画 (Vision2020 Part-1)」の4つの戦略を着実に実行し、成果につなげていくことが当社グループの課題であると認識しております。

国内事業の質的成長

一般用消費財事業では、ヘルスケア・ハウスホールド事業を統合・再編し、ブランド戦略の徹底と競争費用の重点化、効率化を図ります。また、研究開発での外部との連携強化等により、技術シーズの創出に取り組むとともに、安定かつ効率的なサプライチェーンの構築も進めてまいります。

海外事業の量的成長

成長市場であるアジアを中心に、オーラルケア製品、洗濯用洗剤の市場地位向上を目指し、マーケティング活動の一層の充実を図るとともに、生産能力の増強も着実に進めます。併せて、フィリピン事業のスムーズな立ち上げ、他の新規参入地域の開拓にも注力し、事業の拡大を図ってまいります。

新しいビジネス価値の開発

通信販売事業のさらなる成長を目指し、商品開発、育成体制を強化するとともに、当社保有資源を活用した新たな事業展開等、新規事業機会の探索も積極的に進めてまいります。

組織学習能力の向上

新しいコーポレートメッセージの下、多様な人材が活躍できる環境づくりと人材育成施策を進め、チャレンジを促す組織への変革を目指します。また、当社の環境対応活動である「ECO LION(エコライオン)」活動にも一層注力し、環境保全への貢献を果たしてまいります。

当社グループでは、「V - 1計画」の下、収益性の向上と事業基盤の強化を図るとともに、持続可能な循環型社会の実現に向け幅広く貢献し、企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念及び企業価値の源泉並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思にもとづいて行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきではないと考えております。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、係る行為の目的等が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、明治24年の創業以来、長きにわたり人々の健康と清潔で快適な暮らしに役立つ優良製品の提供を通じ、社会に貢献することを目指してまいりました。また、『「愛の精神の実践」を経営の基本とし、人々の幸福と生活の向上に寄与する』との社是のもと、口腔衛生啓発活動等の社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。このような一貫した「企業理念にもとづく事業活動」の継続により、現在の当社事業は、歯磨、歯刷子、洗濯用洗剤、ハンドソープなどの日用品、解熱鎮痛薬、アイケア剤などの一般用医薬品等、生活に欠かすことのできない製品分野にわたり、多くのお客様からご愛顧をいただいております。

企業経営を取り巻く環境が絶えず変化する中、今後とも一貫した経営理念にもとづいて、よりお客様に満足いただける製品・サービスを創出し、生活者の良きパートナーであることが当社の中長期的な企業価値の向上につながるものと考えております。

創業120周年を機に当社の目指す姿を定めた「Vision2020」の実現に向け、「V - 1 計画」の戦略を着実に実行に移し、企業価値の向上を目指してまいります。

また、当社は、取締役の任期を1年として社外取締役2名を置き、経営の監督機能の強化を図るとともに社会通念上の視点から経営の評価を行うため社外有識者で構成される「経営評価委員会」を設置し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）

当社は、平成24年3月29日開催の第151期定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続についてご承認いただいております。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）が遵守すべき手続きを明確にし、株主及び投資家の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間並びに買付者等との交渉の機会を確保することを可能とするものであり、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には対抗措置の発動を警告するものであります。

本プランの対象となる大規模買付行為とは、以下の（ ）または（ ）に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為であります。

- （ ）当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%超となる買付け
- （ ）当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%超となる公開買付け

本プランに従った対抗措置の発動等については、当社取締役会の恣意的判断を排するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役で構成される企業統治委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆さまに適時に情報開示し透明性を確保するものとしております。

本プランは、買付者等が本プランに定める手続きに従うことなく大規模買付け等を行う場合に企業統治委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び企業統治委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、対抗措置の発動の是非に関し株主の皆さまの意思を確認するために、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとしております。

本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであること、株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

() 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

() 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされようとする際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるといった目的をもって導入されるものであります。

() 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定める手続きに従うことなく大規模買付け等を行う場合に企業統治委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び企業統治委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置発動の是非について株主の皆さまの意思を直接確認するものであります。

また、本プランの有効期間は、平成27年3月開催予定の当社定時株主総会終結の時までであります。係る有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆さまの意思が十分反映される仕組みとなっております。

() 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として企業統治委員会を設置しております。

企業統治委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役の中から当社取締役会により選任された者により構成されております。

また、当社は、必要に応じ企業統治委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆さまに情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

() 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

() デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

(<http://www.lion.co.jp/ja/company/press/2012/pdf/2012023.pdf>)

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態は、今後事業を行っていく上で起こりうる様々なリスクによって影響を受ける可能性があり、有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、特に投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項について、以下に記載しております。

なお、将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

(1) 製品の品質評価

当社グループは、お客様に安心、安全、便利で環境に配慮した製品をお届けするため、薬事法等の関連法規の遵守並びに品質の国際基準に基づいた管理のもと、製品の企画、開発、生産、販売を行っております。さらに、発売後はお客様相談窓口寄せられたお客様の声を活かし、製品や包装容器、表示等の改善に努めております。

しかしながら、不測の重大な製品トラブルが発生し、当該製品や当社グループ製品全体の評価が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原材料価格の変動

当社グループの製品は、石油化学製品や植物油脂等を原材料として使用しております。これらの原材料は、国際市況の影響を受けやすいため、常にコストダウンをはかり、また使用原材料を多様化する等の施策を講じておりますが、原材料価格の高騰が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替レートの変動

当社グループは、海外子会社の財務諸表を連結財務諸表作成のため円換算しております。現地通貨建ての項目は、換算時の為替レートにより円貨換算後の価値が影響を受ける可能性があります。また、当社グループは、為替変動に対するヘッジ等を通じて、原材料費が増大するリスク等を最小限にとどめる措置を講じておりますが、短期及び中長期的な為替変動が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 重大な訴訟等

当連結会計年度において、当社グループに重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されておられません。しかしながら、将来、重大な訴訟等により当社グループに対して多額の損害賠償責任等が確定した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 地震等自然災害

当社グループの製品を製造する工場において、地震等の自然災害についての安全対策を講じておりますが、万一大きな災害が発生した場合には、生産設備の損壊、原材料調達や物流の停滞などによる事業活動の中断により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、人々の美と健康の維持・増進や快適な家庭生活など、暮らしの夢・暮らしの願いを先取りした製品、違いが実感できる製品の開発に注力しております。一人ひとりの生活に役立つパーソナル・ケアの考え方を基本に、革新的技術に基づくお客様満足度の向上を第一に心がけております。また、環境保全、省資源、安全志向など、人と地球にやさしい技術の開発に努めております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、89億1千3百万円であります。
各セグメントの研究開発活動は下記のとおりです。

(1) 一般用消費財事業

[日本国内]

一般用消費財事業では、オーラルケア、ビューティケア、薬品、ファブリックケア、リビングケアの5つの事業分野に分け、オーラルケア研究所、ビューティケア研究所、薬品第1研究所、薬品第2研究所、ファブリックケア研究所、リビングケア研究所が研究開発を行っています。

オーラルケア事業分野では、口腔科学を中心とする研究成果を生かして、歯磨、歯刷子、口中剤などの開発を行っています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

歯磨・口中剤分野では、歯周病予防ブランド「デンターシステム」から、コーティング剤新配合により殺菌剤が歯周ポケットへの歯周病菌の付着をブロックする「デンターシステムEXハミガキ・デンターシステムEXデンタルリンス」を開発・導入し、ご好評を得ております。また、生薬の作用で歯槽膿漏を防ぐ薬用ハミガキ「ハイテクト 生薬の恵み」については、お客様のお好みにあわせ苦味や刺激を抑えた「ハイテクト 生薬の恵み マイルド香味タイプ」を開発・導入しました。

歯刷子分野では、「デンターシステム」ブランドから、新たに2タイプを開発・導入しました。当社独自の2重芯超極細毛を採用し、歯周ポケットケアを始める人向けにしっかりとしたみがき心地の「デンターシステムハブラシ しっかり毛腰タイプ」と、高密度超極細毛を採用し、歯ぐきの状態が気になりだした人向けに、歯ぐきにやさしいソフトなみがき心地の「デンターシステム ハグキプラスハブラシ」です。両アイテムとも、大変ご好評を得ております。

歯科医院向け製品では、主力である「Check-Up 歯磨」シリーズにフッ素の歯面滞留性を高める「カチオン化セルロース」を新配合して改良発売し、ご好評を得ております。

ビューティケア事業分野では、皮膚科学、毛髪科学、界面科学を中心とする研究成果を活かして、ハンドソープ、ボディソープ、化粧石鹸、入浴剤、制汗剤などのスキンケア製品及びシャンプー、リンス、ヘアメイク剤、育毛剤などのヘアケア製品の開発を行っています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

清潔・衛生関連分野では、「キレイキレイ」ブランドから、清潔習慣喚起のため、子供の嗜好性の高い香調の「キレイキレイ泡ハンドソープ オレンジミックスの香り」を11月に企画品として発売、透明容器を採用した「キレイキレイうがい薬」を9月に改良発売し、ご好評を得ております。また、脂肪酸石鹸の殺菌メカニズム研究より得られた成果を「日本防菌防黴学会第38回年次大会」において報告いたしました。

制汗・デオドラント剤分野では、「Ban」ブランドから、ナノイオンの働きでニオイをしっかり抑えるデオドラント剤として、新「Ban」シリーズを2月に新発売いたしました。ラインアップとしては、「イオンの力」に着目したナノイオン微粒子（酸化亜鉛）を含む新消臭粉体を独自に開発、ナノレベルのニオイ分子に直接アプローチする「ナノイオンメカニズム」で、気になるニオイと汗をしっかり抑える「Banデオドラントパウダースプレー」、ナノイオン吸着パウダー配合で、汗のベタつき、ニオイの元

までしっかり吸着する「Banさっぱりシャワーシート」、ナノイオン殺菌でニオイを抑える効果が長続きする「Banデオドラントロールオン」を取り揃えました。また、2010年2月に発売した「Ban・集中予防シリーズ」に「Ban薬用デオドラントスティック高密度処方」を2月に追加発売いたしました。

さらに、「イオンの力」に着目した防臭力向上に向けた技術開発を進める一方で、滞留性技術開発においては防臭効果の持続性を大きく向上させることに成功いたしました。

本研究成果は「2011年度日本味と匂学会・第45回大会」において報告いたしました。

スキンケア分野では、平成20年1月の発売以来、ご好評をいただいております「BATHOLOGY」泡のボディケアウォッシュ・ボディケア入浴液から、「ホワイトフローラルの香り」に加え、「アロマローズの香り」を9月に発売いたしました。

ヘアケア分野では、「PRO TEC」ブランドから、「頭皮ケアもしたいけれど髪もしっかりケアしたい」というニーズに応え、皮脂除去成分が毛穴の奥の汚れまでしっかり落とし、天然泥成分配合で髪をなめらかでサラサラに仕上げる「泥SPAリンスインシャンプー」を発売いたしました。

薬品事業分野では、セルフメディケーションを担うOTCスペシャリティファーマとして、製剤技術や薬効・薬理技術を中心とする研究成果を活かして、一般用医薬品、ヘルスケア製品、殺虫剤などの開発を行なっています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

一般用医薬品分野では、強い清涼感を求めるユーザーに向けて、当社独自のビタミンA（レチノールパルミチン酸エステル）安定化技術を採用した中高齢者向け点眼薬「スマイル40EXクール」と防腐剤無配合技術を活用したコンタクト用点眼薬「スマイルコンタクトクールブラック」を開発、3月に導入いたしました。

また、口中剤分野では、唾液中に含まれるカルシウムと反応してゲル化するアルギン酸ナトリウムを新たに配合し、口腔内での滞留性を向上させた塗布タイプの歯周病治療薬「デントヘルスR」、及び使用実感を向上させたブラッシングタイプの歯周病治療薬「デントヘルスB」を開発、3月に導入いたしました。

機能性食品分野では、田七人参加工粉末に炭水化物からのエネルギー産生を助けるビタミンB1、ヒハツエキスを配合したサプリメント「糖質習慣」を開発、5月に通販限定で発売し、「ナイスリムエッセンス ラクトフェリン」をはじめとする中高年の健康サポート製品群を拡充いたしました。田七人参に含まれる成分に関する研究成果を「第71回アメリカ糖尿病学会」にて報告、学会よりサプリメント領域で注目される研究の一つに選定されるなど、多くの関心を集めました。また、腸溶化した乳由来たんぱく質ラクトフェリンと内蔵脂肪との関係について、「2011年国際フードファクター学会（台湾）」にて報告いたしました。

殺虫剤分野では、1本で「ハエ・蚊」と「ゴキブリ」の両方に使用することができる、「バルサン これ1本スプレー」を3月に新発売いたしました。

ファブリックケア事業分野では、界面科学を中心とする研究成果を活かして、衣料用洗剤、仕上げ剤などの製品開発を行っています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

伸張している液体洗剤分野では、当社独自の高洗浄力成分MEEと新配合の“パワーアシスト成分”による「新・ナノ洗浄」で、“ニオイ汚れ”を元から落とす力をさらに高めた超コンパクト衣料用液体洗剤「トップ NANOX」を9月から全国で改良新発売し、好評を得ております。また、すっきり爽やかなホワイトソープの香りを採用した「トップ NANOX ホワイトソープの香り」を10月より全国にて数量限定で発売しました。

また、スタイル保持成分配合で、洗濯による“色あせ”や“しわ・ヨレ”を防いでやさしく洗い上げる衣料用中性洗剤「アクロン」のパッケージを、特長がよりわかりやすく伝わるデザインにリニューアルして、9月に発売しました。

粉末洗剤分野では、「活性ジンクイオン」の作用により、洗濯物を部屋干しした時に発生する“生乾きのイヤなニオイ”を防ぐ効果を向上させるとともに、部屋干しした衣類を使用する際に湿ると再び感じられる“イヤなニオイの再発生”まで防ぐ衣料用洗剤「部屋干しトップ」を3月に改良新発売しました。また、香り企画品「部屋干しトップ 薫るプロヴァンスシリーズ ローズの香り」を9月に数量限定で発売しました。

汗・皮脂汚れ、食べこぼし、ドロ汚れなど様々な汚れを含む家族の洗濯物を一度に洗う「まとめ洗い」でも、独自の洗浄メカニズムで汚れを落としてしっかり白く洗い上げる衣料用洗剤「トップ プラチナクリア」を3月に新発売しました。また、香り企画品として「トップ プラチナクリア 爽快なサマーシトラスの香り」を6月に、「トップ プラチナクリア 心やすらぐ柚子の香り」を11月に数量限定で発売しました。

仕上げ剤分野では、衣類を着ている間じゅう、濃厚で“奥深い香り”が長続きし、心地よいアロマを楽しめる衣料用柔軟仕上げ剤「香りとデオドラントのソフラン アロマリッチ」から、スイートフローラルアロマの香りで、“月夜に恋人を待つロマンチックな気分”を表現した「香りとデオドラントのソフラン アロマリッチ Juliette (ジュリエット)」を9月から全国にて新発売し、好評を得ております。

また、しわとり・消臭に加え、除菌・防臭までできる外出着のケアに最適なスプレー「スタイルガード しわもニオイもすっきりスプレー」を、「消臭機能感」を高めるデザインに改良し、3月から発売しました。また、スプレーするだけで雨・雪・ドロを強力にはじく衣類・布製品用撥水剤「レインガード」を、冬期の使用喚起も目的としたパッケージに改良し、9月に発売しました。

リビングケア事業分野では、界面科学を中心とする研究成果を活かして、台所用洗剤、住居用洗剤及び調理用品などの製品開発を行っています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

台所用洗剤分野では、高い洗浄力と香りでご高評をいただいております「CHARMY泡のチカラ」を9月に改良新発売いたしました。油汚れをはがす泡の洗浄力と天然アロマオイルを配合した香り、少し気が重い食器洗いを心地よい時間にし、すっきりと洗い上がる台所用洗剤です。香りのバリエーションは明るい「オレンジアロマ」の香り、フレッシュな「アップルアロマ」の香り、みずみずしく爽やかな「ローズアロマの香り」の3タイプをラインアップいたしました。また、本品の開発において得られた研究成果である、台所用洗剤の香りと食器を洗う時に感じるストレスとの関連性について、「第13回日本感性工学会大会」において報告いたしました。さらに、当社独自の「刺激ブロック技術」により、洗浄力と手肌へのやさしさの両立を実現した「CHARMY泡のチカラ 手肌プレミアム」から、冬をイメージした香りとして人気の高い「ゆずの香り」を1月に数量限定発売いたしました。

自動食器洗浄機用洗剤分野では、食器のくもりの原因である汚れの膜まではがしとり、スピードコースで洗っても食器や食器洗浄機庫内まですっきり輝く洗い上がりでご好評いただいております「CHARMY クリスタ ジェル」の独自洗浄技術を粉末タイプにも採用した「CHARMY クリスタ パウダー」を4月に改良新発売いたしました。また、本品には、ぬれた手で使っても洗剤が付きにくい「スプーン入れ」付容器を採用し、お客様の使いやすさの向上を図りました。

住居用洗剤分野では、トイレトペーパーのくずれを防止する成分を配合し、トイレトペーパーで拭いてもボロボロにならないので、トイレの便座・便器まわり、床などを気軽にひと拭きできる「ルックまめピカ トイレのふき取りクリーナー」を3月に新発売いたしました。また、「すすぎクイック成分」配合で、すすぎ時の泡ぎれが速い浴室用洗剤「おふろのルック」から、すっきり爽やかな香りでご好評いただける「おふろのルック 爽やかマスカットの香り」を8月に数量限定発売いたしました。

調理用品分野では、電子レンジ調理でビタミンを守る温野菜調理や、揚げ物の温めなおしでカロリーを抑えることができる「リードヘルシーッキングペーパー」において、お客様の使いやすさや詰め替えやすさの向上を目的とした新設計の個装箱を採用するとともに、油分や水分に対する吸収力の高さを明快に表現したデザインにリフレッシュして、9月に改良新発売いたしました。

ペット事業では、オールライオンの技術の強みを生かした新製品の開発・導入に努めております。当連結会計年度の主要な成果としては、11品目29アイテムの新製品・改良製品を発売、事業の強化に寄与しました。

ボディケア分野では、プレミアム「Q&R(クイック&リッチ)」シリーズから「うるおい肌ケアエッセンス」「デイリーケアマッサージャー」を新発売、すこやかな肌と輝く毛づやのために、ペットにも地肌ケアという新発想を提案致しました。また、従来の「水のいらぬリンスインシャンプー」「シャンプータオルさらつや」は、マイルドクレンジング成分をプラスし、皮脂汚れをすっきり落とす機能向上製品に改良いたしました。

リビングケア分野では、布製品や空間のしつこいペット臭を強力に消臭する「布製品と空間のペットの体臭強力消臭スプレー」を新発売、11種類の植物由来エキスとプロッキング香料で安全・安心志向にも対応しました。また、従来の「お掃除シリーズ」をペットと暮らす住まいをきれいにお掃除するための新ブランド「クリーンズマイル」としてデザインをリフレッシュいたしました。

猫砂分野では、「紙でニオイをとる砂7L」を新発売、ミニペレットタイプで小さく硬く固まり、使用回数を20%アップさせました。銅イオンによる消臭・抗菌機能も付与し、経済的かつトイレ環境の清潔感を更に向上させました。また、木系の砂では「ポプラでニオイをとる砂」を新発売、木系の砂では、市場初のオシッコあとが一目でわかるカラーチェンジ機能を有し、暗い場所での取り除きを容易にいたしました。更に、システムトイレユーザー様に向けた「ひのきでニオイをとるチップ」「ひのきでニオイをとるシート」を新発売、天然ひのきの消臭機能と各社の猫用システムトイレに対応する仕様として市場導入いたしました。

機能性フード分野では、メタボケア分野の新ブランド「ワンツースリム」から「低糖か～るいスナック」を新発売、糖類オフでヘルシー志向に対応いたしました。また、エイジケア分野の新ブランド「カラダメイト」から「しっとりクッキー」「しなやかササミ」を新発売、総合栄養食と同等のビタミン・ミネラルバランスとキトサンオリゴ糖でシニア犬の免疫力サポートに対応いたしました。

動物病院向け分野では、新ブランド「ベツドクターズベック」から「オーラルスプレー」「デンタルシート」及び「イヤークリーナー」を新発売、専門性のある学術データを獣医師に提供するとともに、動物病院専用品として新規市場開拓を図りました。

当事業に関わる研究開発費は、76億8千6百万円であります。

(2) 産業用品事業

[日本国内]

化学品事業では、化学品研究所を中心として界面科学と合成技術を基盤とする研究成果を活かし、「水系洗浄剤」「導電性樹脂」「油脂誘導体」の3つの製品分野に注力して開発を推進しております。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

水系洗浄剤分野では、「サンウォッシュ」シリーズを産業機械から情報電子分野の洗浄用途に展開しています。マイクロサイズの油污れからナノサイズの粒子汚れまで精密に洗浄することを実現し、高度な品質と生産性が要求される自動車部品や最先端の半導体基板の洗浄剤としてもご好評を頂いております。

導電性樹脂分野では、導電性カーボン（ケッチェンブラック）を配合した「レオパウンド」シリーズとして、小型・薄肉化製品及びシート製品を中心に開発を進めております。最近では、モバイル機器の部品や液晶テレビ用ICの保護シートとしてもご好評を頂いております。また、当社独自のカーボン分散技術により、汎用プラスチックからスーパーエンブラまで、各種ラインアップを取り揃えており、新たに開発したカーボン分散技術の成果を「27th Annual Meeting of Polymer Processing Society（モロッコ）」及び「第60回高分子討論会」で報告いたしました。

油脂誘導体分野では、植物油（パーム油、ヤシ油）から得られる高純度脂肪酸メチルエステルを原料とする誘導体の用途開発を推進しております。脂肪酸メチルエステルは生分解性が良好、かつカーボンニュートラルという特長を有しており、分子設計技術により機能性を高めた誘導体を開発しております。具体的には、従来にはない電気絶縁性や冷却効率に優れる電気絶縁油を開発いたしました。

植物油由来の電気絶縁油は富士電機株式会社の変圧器に採用され京王電鉄株式会社と東武鉄道株式会社に納入が実現いたしました。今後、鉄道会社や電力会社への採用が見込まれます。

また、得られた知見については、「IEEE 17th International Conference on Dielectric Liquids（ノルウェー）」及び「2011年度精密工学会秋季大会」で報告いたしました。

一方社油脂工業(株)の研究所では、界面化学、高分子化学をベースに、ポリマー分野、ゴム薬剤分野、繊維薬剤分野、化成品分野の研究開発を行っております。

当連結会計年度では、ポリマー分野、ゴム薬剤分野、繊維薬剤分野を重点分野として工業用機能化学品の開発を推進いたしました。

主な成果として、ポリマー分野では「フラットパネルディスプレイ部材用粘着剤」、ゴム薬剤分野では「タイヤ用高性能防着剤」及び「ゴムホース用離型剤」、繊維分野での「機能性繊維薬剤」、化成品分野での「建材用離型剤」などの研究開発を進めました。

レストラン・居酒屋・集団給食などの外食・中食産業、食品工場、病院・介護施設、クリーニング向けの業務用洗浄剤などの製品開発と製造、販売、並びにこれらのお客様の食の安心・安全をサポートする衛生診断や衛生講演をはじめとする総合衛生管理ビジネスをライオンハイジーン(株)が行っております。

当連結会計年度の主な成果といたしましては、衣料用分野では、天然アロマオイルを配合したアロマ柔軟剤「香りとデオドラントのソフラン2L」、フローラルアロマとシトラスアロマの香りを新発売いたしました。サニテーション分野では、衛生管理の基本となる手洗い関連の新商品として「キレイキレイ薬用泡ハンドソープ」550mlと10Lサイズのラインナップを追加し、お客様の幅広いニーズにお応えしております。油污れ洗浄剤の分野では、ガンコな汚れも素早く落とす強力油污れ洗浄剤「グリースサットル」を開発・導入し、清潔な厨房環境の維持と洗浄作業の効率アップに貢献しております。食器洗浄機用分野では、スポットクリア成分の働きで、リンス剤を使わなくても食器をキレイに素早く仕上げる洗浄剤「マイスターシャインリキッドNR」を開発・導入し、ご好評を得ております。クリーニング分野では、業界初となる過酸化水素活性化技術を応用した粉末洗剤「バイオサットプラスハイジーン」を開発・導入し、高い除菌力により、衛生的なりネンの提供に貢献しております。

当事業に関わる研究開発費は、10億3千9百万円であります。

(3) 海外事業

海外事業では、日本で開発した技術の水平展開とともに、アジア各国市場ニーズに対応した地域に根ざした製品開発を行い、関連各社で積極的な新製品投入を進めてまいりました。

事業分野別の新製品・改良品の開発状況は下記のとおりです。

オーラルケア事業分野では、既に、タイ、シンガポール、中国、韓国、マレーシアでご好評いただいております「システマ」ブランドのシリーズとして、韓国で新製品ナイトプロテクト歯磨、ウルトラソフト歯ブラシ、音波アシストブラシ、デンタルフロスを導入してライン拡大を進めました。マレーシアでは「システマ」知覚過敏ハブラシを投入しブランド強化を進めました。また、シンガポールにおいて「システマ」音波アシスト歯ブラシを導入し大変ご好評をいただきました。

ビューティケア事業分野では、殺菌・衛生セグメント製品として各国でご好評いただいております「キレイキレイ」ブランドにおいて、シンガポールでハンドソープとボディソープのデザイン変更及び新香調追加による大幅な改良発売を行いました。韓国（同国では「アイケクテ」ブランドで展開）においては、洗浄後の保湿性を高めた「モイスチャライジング」タイプの泡ハンドソープも追加し、ライン拡大を進めてまいりました。また、マレーシアにおいては、同じく殺菌・セグメント製品として「植物物語」ブランドから「アクティブガード」シリーズを新発売、ボディソープ、ハンドソープ、固形せっけん等でライン拡大を行い、大変好調に推移しております。

ハウスホールド事業分野では、成長が続く液体衣料用洗剤の新製品、改良品を発売いたしました。韓国では、「超濃縮液体ビート」を新発売いたしました。中国では、高い洗浄力を持つ「LION 液体TOP潔白物語」のテスト販売を開始いたしました。マレーシアでは、部屋干しした際のおい除去力を強化した「液体トップ」を改良発売いたしました。また、同国で、新たにさわやかな香りが14日間持続する柔軟仕上げ剤「トップディフレッシュ」を新発売いたしました。また、タイでは高洗浄力の濃縮タイプの「パオウィーンウォッシュ液体洗剤」を発売し大変好調に推移しております。

当事業に関わる研究開発費は、1億8千8百万円であります。

なお、当事業に関連する日本国内での研究開発費は、一般用消費財事業に含まれております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ（当社及び連結会社）が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり採用した会計方針及びその適用方法並びに見積りの評価については、「第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しているため省略しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は、3,275億円（前年同期比1.1%減）となりました。主力の国内一般用消費財事業では、厳しい販売競争が続く中、主力の歯刷牙、洗濯用洗剤、柔軟剤等で新製品を発売し、重点ブランドの育成に努めましたが、震災の影響もあり前年同期の売上高を下回りました。また、その他セグメントの建設請負事業において、受注が減少したことにより、前年同期の売上高を下回りました。

売上原価（返品調整引当金戻入額及び繰入額含む）は、売上高が減少したこと等から、1,396億4千6百万円（同0.5%減）となり、売上高に対する比率は42.6%となりました。製造原価低減等のトータルコストダウンにグループ全体で取り組みましたが、原材料価格の上昇の影響を受け、前年同期に比べ0.2ポイント上昇しました。

販売費及び一般管理費は、競争費用の効率化や経費の抑制等により、1,766億8千4百万円（同2.0%減）となりました。

以上の結果、営業利益は111億6千9百万円（同6.4%増）となりました。

経常利益は、営業利益が増加したこと等から、121億8千3百万円（同3.3%増）となりました。

当期純利益は、震災関連損失や投資有価証券の評価損等による特別損失45億9百万円の計上等により、40億7千7百万円（同32.5%減）となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 戦略的現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、個人消費の低迷や店頭における販売競争の激化など、引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。このような中、当社グループは新たにスタートする「V-1計画（Vision(ビジョン)2020 Part(パート)-1）」の戦略を着実に進め、企業価値の向上を目指してまいります。

一般用消費財事業は、ヘルスケア事業とハウスホールド事業を統合・再編した新組織体制の下、歯磨、制汗剤、洗濯用洗剤等の主力ブランドで新製品を発売するとともに、営業活動や広告宣伝の重点化によりブランド育成を一層強化します。また、成長が続く通信販売事業では商品開発体制を強化するなど、さらなる事業の拡大を目指します。

産業用品事業は、導電性カーボン等の高機能製品や油脂活性剤等の重点分野の育成を強化するとともに、業務用洗剤では差別性の高い商品開発と流通網の強化により事業拡大を目指します。

海外事業は、オーラルケア製品と洗濯用洗剤を中心にマーケティング活動を強化し、事業拡大を図るとともに、フィリピン事業の速やかな立ち上げを目指します。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループでは、グループキャッシュマネジメントシステムを国内連結子会社に導入しており、グループ資金を当社に集中するとともに、各社の必要資金は当社が貸し付けることで、資金効率の向上と支払利息の低減を図っております。

なお、資金の流動性については、「1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において83億6千8百万円の設備投資（有形固定資産、無形固定資産の取得価額、金額には消費税等を含んでおりません。）を行いました。

その内訳は、一般用消費財事業44億7千9百万円、産業用品事業9億1千万円、海外事業18億5千万円、その他1億2千7百万円、調整額（消去又は全社）10億1百万円であります。

一般用消費財事業では、当社千葉工場における液体ヘビー洗剤生産設備増強、当社大阪工場における液体ヘビー洗剤生産設備増強のほか、柔軟剤生産設備増強等を行いました。海外事業では、泰国獅王企業有限公司において歯磨・歯刷子等生産設備の新設、ライオンエコケミカルズ有限公司において化学品原料生産設備の増強を行いました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社の状況

事業所又は地区名 (主な所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
千葉工場 (千葉県市原市)	一般用消費財 事業 産業用品事業	生産設備	2,435	2,814	4,637 (183)	5	141	10,034	123
小田原工場 (神奈川県小田原市)	一般用消費財 事業	生産設備	1,536	1,837	358 (71)	0	199	3,933	148
大阪工場 (大阪府堺市西区)	一般用消費財 事業 産業用品事業	生産設備	1,419	2,513	729 (82)	7	101	4,771	124
明石工場 (兵庫県明石市)	一般用消費財 事業	生産設備	811	1,210	260 (62)	0	216	2,499	99
本社 (東京都墨田区)	各事業及び 全社管理業務	営業設備等	942	13	0 (6)	106	329	1,393	1,009
研究所 (東京都江戸川区 ほか)	一般用消費財 事業 産業用品事業	研究開発 設備	3,913	413	56 (37)	49	1,158	5,590	557
坂出 (香川県坂出市)	全社管理業務	生産設備用 地等	576	0	4,252 (260)		0	4,830	
その他	各事業及び 全社管理業務	営業設備等	354	33	206 (10)	12	64	671	379

(2) 国内子会社の状況

会社名	セグメントの名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
ライオンケミカル(株)	産業用品事業	ファインケミカル事業所 (茨城県神?市)	生産設備等	593	845	1,379 (71)	3	26	2,848	80
		オレオケミカル事業所 (香川県坂出市)	生産設備等	2,100	1,018	3,796 (174)	2	16	6,933	100
ライオンパッケージング(株)	一般用消費財事業	本社・市原工場 (千葉県市原市)	生産設備等	306	522			42	871	119
		福島工場 (福島県西白河郡矢吹町)	生産設備等	325	70	342 (49)		12	751	34
一方社油脂工業(株)	産業用品事業	本社・工場ほか (兵庫県小野市ほか)	生産設備等	495	559	603 (87)	26	61	1,746	164

(3) 在外子会社の状況

会社名 (主な所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
泰国獅王企業 有限公司 (タイバンコク)	海外事業	生産設備等	485	794	352 (305) 〔10〕		112	1,745	1,024
CJライオン(株) (韓国ソウル)	海外事業	生産設備等	972	423	17 (0) 〔49〕		81	1,496	214
ライオンエコケミカルズ有限公司 (マレーシアジョホール州)	海外事業	生産設備等	622	2,726	() 〔76〕		41	3,390	97

- (注) 1 「その他」の欄は工具器具及び備品であり、建設仮勘定及び無形固定資産は含んでおりません。
2 土地の各面積〔〕内は連結会社以外からの賃借であり、外数であります。
3 提出会社の研究所は 印のついている各事業所に併設されているため、研究所の土地面積及び土地帳簿価額は各事業所に含まれております。
4 上記の他、主要な無形固定資産として、以下のものがあります。

(1) 提出会社の状況

事業所又は地区名 (主な所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)	
			商標権	合計
本社 (東京都墨田区)	一般用消費財事業	パファリン等商標権	16,980	16,980

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等の計画は、以下のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払 金額 (百万円)		着手	完了	
当社千葉工場ほか	千葉県 市原市 ほか	一般用消費財 事業 産業用品事業	洗剤等生産設備 合理化及び 更新	3,933	907	自己資金	平成23年 4月	平成24年 12月	ほとんど 変動なし
当社明石工場ほか	兵庫県 明石市 ほか	一般用消費財 事業	歯磨・薬品等 生産設備合理 化及び更新	1,718	147	自己資金	平成23年 8月	平成24年 12月	ほとんど 変動なし
当社平井研究所	東京都 江戸川区	一般用消費財 事業 産業用品事業	新研究棟	2,922	74	自己資金	平成23年 11月	平成25年 7月	
泰国獅王企業有限公司	タイ	海外事業	歯磨・歯刷子 等生産設備新 設	2,295	702	自己資金	平成22年 11月	平成24年 7月	生産能力歯 磨80%増、 歯刷子90% 増
獅王(中国)日用科技有限公司	中華人民 共和国	海外事業	歯磨・歯刷子 等生産設備新 設	2,090	3	自己資金	平成24年 4月	平成26年 3月	歯磨1.6千 トン増、歯 刷子34.4百 万本増
ライオンエ コケミカル ズ有限公司	マレーシ ア	海外事業	化学品原料生 産設備増強	1,750		自己資金	平成24年 2月	平成25年 6月	生産能力 2.5万トン 増(スルホ ン化)

(注) 1 金額には消費税等を含めておりません。

2 経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,185,600,000
計	1,185,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	299,115,346	299,115,346	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 1,000株
計	299,115,346	299,115,346		

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法(平成13年法律第128号)第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	27,358	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,358(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれかの遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 この他の新株予約権の行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

取締役会の決議日(平成19年3月29日)

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	32,231	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,231(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 655 資本組入額 328	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、かつ、その地位を喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権の行使ができるものとする。 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り654円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り654円については、当社取締役及び執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成20年 3月28日)

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 2月29日)
新株予約権の数(個)	62,007	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,007(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年 4月15日から平成50年 4月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 442 資本組入額 221	同左
新株予約権の行使の条件	<p>取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</p> <p>執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を助案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり441円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり441円については、当社取締役及び執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成20年12月25日)

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	5,402	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,402(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月15日から平成51年1月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 461 資本組入額 231	同左
新株予約権の行使の条件	<p>当社の執行役員の内在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の内在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間及びの期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り460円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り460円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成21年3月27日)

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	67,961	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,961(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月15日から平成51年4月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 396 資本組入額 198	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案または新設分割契約承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り395円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り395円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成21年12月25日)

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	34,032	20,858
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,032(注1)	20,858(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年1月13日から平成52年1月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 398 資本組入額 199	同左
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することも

しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り397円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り397円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成22年3月30日)

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	79,101	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,101(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月15日から平成52年4月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 422 資本組入額 211	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り421円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り421円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成22年12月27日)

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	75,364	55,117
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,364(注1)	55,117(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成23年1月13日から平成53年1月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 389 資本組入額 195	同左
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することも

しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り388円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り388円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成23年3月30日)

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	97,575	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	97,575(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成23年4月18日から平成53年4月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 360 資本組入額 180	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り359円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り359円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年1月1日～ 平成18年12月31日 (注)	14,400	299,115		34,433		31,499

(注) 利益及び繰越利益剰余金による自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成23年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		65	27	365	158	9	37,230	37,854	
所有株式数 (単元)		106,447	389	53,779	19,058	13	116,421	296,107	3,008,346
所有株式数 の割合(%)		35.95	0.13	18.16	6.44	0.00	39.32	100.00	

(注) 1 自己株式30,645,932株は、「個人その他」の欄に30,645単元及び「単元未満株式の状況」の欄に932株それぞれ含めて記載しております。

2 株式会社証券保管振替機構名義の株式 3,550株は、「その他の法人」の欄に3単元及び「単元未満株式の状況」の欄に550株それぞれ含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	14,500	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	14,114	4.72
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	12,109	4.05
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	6,443	2.15
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	6,257	2.09
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3-3 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	5,446	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,346	1.79
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	4,957	1.66
ライオン従業員持株会	東京都墨田区本所1丁目3-7	4,265	1.43
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-1	4,232	1.42
計		77,673	25.97

(注) 上記のほか、当社が所有している自己株式30,645,932株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合:10.25%)があります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,645,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 265,462,000	265,462	
単元未満株式	普通株式 3,008,346		
発行済株式総数	299,115,346		
総株主の議決権		265,462	

(注) 1 「単元未満株式」の株式数の欄には当社所有の自己株式932株が含まれております。

2 上記「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ3,000株及び550株含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ライオン株式会社	墨田区本所一丁目3番7号	30,645,000		30,645,000	10.25
計		30,645,000		30,645,000	10.25

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

新株予約権方式によるストックオプション制度

- (イ) 当該制度は、旧商法（平成13年法律第128号）第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成18年3月30日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、監査役及び執行役員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	129,753株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注2）
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、そのいずれの地位も喪失した日（執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれかの遅い日とする。）の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 この他の新株予約権の行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(口) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成19年3月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	149,619株 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円 (注2)
新株予約権の行使期間	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権の行使ができるものとする。 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

(八) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成20年3月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	143,771株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年4月15日から平成50年4月14日まで
新株予約権の行使の条件	<p>取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</p> <p>執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(二) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成20年12月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 8名(注4)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	46,817株(注1)(注4)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年1月15日から平成51年1月14日まで
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。(注4) 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

(注4) 平成21年2月6日開催の取締役会における決議、平成21年3月27日開催の定時株主総会において、付与対象者2名が取締役に選任されたことにより、新株予約権の目的となる株式の数46,817株のうち8,779株は失効しております。

(ホ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成21年3月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)9名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	99,781株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年4月15日から平成51年4月14日まで
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

(へ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成21年12月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	54,890株 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円 (注2)
新株予約権の行使期間	平成22年1月13日から平成52年1月12日まで
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(ト) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成22年3月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	103,778株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成22年4月15日から平成52年4月14日まで
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(チ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成22年12月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年12月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 12名 (注4)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	83,238株 (注1) (注4)
新株予約権の行使時の払込金額	1円 (注2)
新株予約権の行使期間	平成23年1月13日から平成53年1月12日まで
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(注4) 平成23年2月10日開催の取締役会における決議、平成23年3月30日開催の定時株主総会において、付与対象者1名が取締役に選任されたことにより、新株予約権の目的となる株式の数83,238株のうち5,906株は失効しております。

(リ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成23年3月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	97,575株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成23年4月18日から平成53年4月17日まで
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(ヌ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成23年12月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年12月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 執行役員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	71,392 (注1)(注4)
新株予約権の行使時の払込金額	1円 (注2)
新株予約権の行使期間	平成24年1月12日から平成54年1月11日まで
新株予約権の行使の条件	<p>取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</p> <p>執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(注4) 平成24年2月10日開催の取締役会における決議、平成24年3月29日開催の定時株主総会において、付与対象者である執行役員のうち4名が取締役に選任されたことにより、新株予約権の目的となる株式の数71,392株のうち20,917株は失効しております。

(ル) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成24年3月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	96,418株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成24年4月17日から平成54年4月16日まで
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	176,333	79,698
当期間における取得自己株式	10,882	5,016

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
(ストックオプションの行使) (注)	150,035	81,592	33,421	18,160
(単元未満株の買増請求) (注)	27,716	15,065	2,026	1,100
保有自己株式数 (注)	30,645,932		35,447	

(注) ストックオプションの行使、単元未満株の買増請求及び保有自己株式数の当期間には、平成24年3月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、連結収益力の向上により、株主の皆さまへの永続的かつ安定的な利益還元を行うことを経営の最重要課題と考え、配当は安定して継続し、自己株式の取得は中長期的な成長のための内部留保を総合的に判断して実施を検討してまいります。内部留保は、企業成長力の強化、永続的な事業基盤の整備を行うことを目的として、研究開発・生産設備等への投資や外部資源獲得に充当してまいります。

当社は、毎事業年度における剰余金の配当につきましては、中間配当、期末配当の年2回行うことを基本としております。

当社は会社法第459条に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当期の剰余金の配当につきましては、過去の支払実績及び配当性向を勘案して、取締役会決議により、1株につき、中間5円（支払開始日：平成23年9月6日）、期末は、創業120周年の記念配当1円を加えて6円（支払開始日：平成24年3月5日）といたしました。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）
平成23年8月3日 取締役会決議	1,342	5.00
平成24年2月10日 取締役会決議	1,610	6.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期
決算年月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
最高(円)	730	648	556	488	475
最低(円)	510	438	423	420	350

（注）株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	452	431	475	474	445	466
最低(円)	422	393	422	439	436	440

（注）株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 取締役会長	取締役会議 長、最高経 営責任者	藤 重 貞 慶	昭和22年 1 月 1 日生	昭和44年 3 月 平成 2 年 3 月 " 4 年 3 月 " 8 年 3 月 " 12年 3 月 " 14年 3 月 " 16年 3 月 " 16年 4 月 " 18年 3 月 " 19年 3 月 " 24年 1 月 ライオン油脂株式会社入社 当社イノベーションルーム室長 当社LOCOS推進部長 当社取締役、国際事業本部長 当社常務取締役、家庭品営業本部長 当社代表取締役、専務取締役、家庭品事業部門 ・家庭品営業本部分担、家庭品営業本部長 当社代表取締役、取締役社長、最高経営執行責 任者 泰国獅王企業有限公司代表者兼務 当社代表取締役、取締役社長、取締役会議長、 最高経営責任者、家庭品事業部門分担 当社代表取締役、取締役社長、取締役会議長、 最高経営責任者 当社代表取締役、取締役会長、取締役会議長、 最高経営責任者	(注) 3	60
代表取締役 取締役社長 執行役員	最高執行責 任者、リス ク統括管理 担当	濱 逸 夫	昭和29年 3 月14日生	昭和52年 4 月 平成14年 3 月 " 16年 3 月 " 18年 3 月 " 19年 3 月 " 20年 1 月 " 20年 3 月 " 21年 1 月 " 22年 1 月 " 22年 3 月 " 24年 1 月 ライオン油脂株式会社入社 当社研究技術本部プロセス開発センター所 長 当社ハウスホールド事業本部ハウスホール ド第 1 研究所長 当社家庭品事業部門ハウスホールド事業本 部ファブリックケア事業部長 当社ハウスホールド事業本部ファブリック ケア事業部長 当社執行役員、ハウスホールド事業本部長 当社取締役、ハウスホールド事業本部長 当社取締役、ハウスホールド事業本部長、宣 伝部・生活者行動研究所・流通政策部・営 業開発部担当 当社取締役、ヘルスケア事業本部・ハウ スホールド事業本部・特販事業本部分担、宣 伝部・生活者行動研究所・流通政策部・営 業開発部担当 当社常務取締役、ヘルスケア事業本部・ハ ウスホールド事業本部・特販事業本部分 担、宣伝部・生活者行動研究所・流通政策 部・営業開発部担当 当社代表取締役、取締役社長、執行役員、最 高執行責任者、リスク統括管理担当 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任)	(注) 3	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員	企業倫理担当、秘書部・経理部・人事部・総務部・コーポレートコミュニケーションセンター・お客様センター・法務部・薬事部担当	笠松 孝安	昭和26年3月14日生	昭和49年4月 平成15年4月 " 19年3月 " 23年3月 " 24年1月 " 24年3月 ライオン歯磨株式会社入社 当社経営企画部特命担当部長 当社監査役 当社取締役、企業倫理担当、経理部・秘書部・法務部・薬事部担当 当社取締役、執行役員、企業倫理担当、秘書部・経理部・人事部・総務部・法務部・薬事部担当 当社取締役、執行役員、企業倫理担当、秘書部・経理部・人事部・総務部・コーポレートコミュニケーションセンター・お客様センター・法務部・薬事部担当	(注) 3	12
取締役 執行役員	購買本部・生産本部分担、LOCOS推進部・統合システム部・品質保証部・全国業務センター担当	渡 祐二	昭和26年8月15日生	昭和53年4月 平成14年3月 " 16年3月 " 18年3月 " 19年3月 " 20年3月 " 22年1月 " 23年1月 " 23年3月 " 24年1月 ライオン油脂株式会社入社 当社ハウスホールド事業本部ハウスホールド事業部長 当社執行役員、ビューティケア事業本部長 当社執行役員、家庭品事業部門ヘルスケア事業本部ビューティケア事業部長 当社執行役員、ハウスホールド事業本部統括部長 当社執行役員、購買本部長 当社上席執行役員、購買本部長 当社上席執行役員、購買本部・生産本部分担、LOCOS推進部・全国業務センター担当 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任) 当社取締役、購買本部・生産本部分担、LOCOS推進部・全国業務センター担当 当社取締役、執行役員、購買本部・生産本部分担、LOCOS推進部・統合システム部・品質保証部・全国業務センター担当	(注) 3	64
取締役 執行役員	ヘルス&ホームケア事業部門・特販事業本部分担、ヘルス&ホームケア事業本部長、宣伝部・流通政策部・生活者行動研究所担当	掬川 正純	昭和34年10月26日生	昭和59年4月 平成18年3月 " 20年1月 " 22年1月 " 24年1月 " 24年3月 当社入社 当社研究開発本部ファブリックケア研究所長兼ハウスホールド事業本部ファブリックケア事業部開発担当部長 当社ハウスホールド事業本部ファブリックケア事業部長 当社執行役員、ハウスホールド事業本部長 当社執行役員、ヘルス&ホームケア事業本部長 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任) 当社取締役、執行役員、ヘルス&ホームケア事業部門・特販事業本部分担、ヘルス&ホームケア事業本部長、宣伝部・生活者行動研究所・流通政策部担当	(注) 3	3
取締役 執行役員	海外関係全般担当、国際事業本部長	小林健二郎	昭和37年12月18日生	昭和62年4月 平成13年1月 " 16年3月 " 18年3月 " 21年1月 " 22年1月 " 22年2月 " 23年6月 " 24年1月 " 24年3月 当社入社 当社開発企画部長 当社執行役員、オーラルケア事業本部長 当社執行役員、ヘルスケア事業本部オーラルケア事業部長 当社執行役員、ヘルスケア事業本部統括部長 当社上席執行役員、国際事業本部長 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任) C Jライオン株式会社代表者兼務(現任) 獅王日用化工(青島)有限公司代表者兼務(現任) 獅王(香港)有限公司代表者兼務(現任) 獅王企業(シンガポール)有限公司代表者兼務(現任) サザンライオン有限公司代表者兼務(現任) 獅王(中国)日用科技有限公司代表者兼務(現任) 当社執行役員、国際事業本部長 当社取締役、執行役員、海外関係全般担当、国際事業本部長	(注) 3	462

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員	ヘルス & ホームケア 営業本部長	清水 康 男	昭和28年 4月 1日生	昭和50年 4月 平成19年 3月 " 22年 1月 " 23年 1月 " 24年 1月 " 24年 3月 ライオン歯磨株式会社入社 当社ヘルスケア事業本部ビューティケア事 業部長 当社ハウスホールド事業本部営業担当本部長 当社執行役員、ハウスホールド事業本部営 業担当本部長 当社執行役員、ヘルス & ホームケア営業本 部長 当社取締役、執行役員、ヘルス & ホームケア 営業本部長	(注) 3	3
取締役 執行役員	化学品事業 本部分担、 研究開発本 部長、知的 財産部担当	角 井 寿 雄	昭和30年 4月 1日生	昭和54年 4月 平成13年 4月 " 14年 3月 " 18年 3月 " 20年 1月 " 22年 1月 " 23年 1月 " 24年 1月 " 24年 3月 ライオン油脂株式会社入社 当社研究開発本部化学品研究所長 当社化学品事業本部化学品研究所長 当社化学品事業本部統括部長 当社研究開発本部企画管理部長 当社研究開発本部副本部長 当社執行役員、研究開発本部長 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任) 当社取締役、執行役員、化学品事業本部分 担、研究開発本部長、知的財産部担当	(注) 3	9
取締役		嶋 口 充 輝	昭和17年 3月31日生	昭和62年 4月 平成10年 6月 " 13年 4月 " 14年 6月 " 15年 8月 " 18年 3月 " 18年 5月 " 19年 4月 " 19年 9月 " 21年 2月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 石井食品株式会社社外監査役 財団法人医療科学研究所理事(現 公益財団 法人医療科学研究所)(現任) エーザイ株式会社社外取締役 当社経営評価委員会委員 当社社外取締役 株式会社ベルシステム24社外取締役 慶應義塾大学名誉教授(現任) 法政大学大学院イノベーション・マネジメ ント研究科教授 早稲田大学大学院客員教授 社団法人日本マーケティング協会理事長 (現任) サントリーホールディングス株式会社社外 監査役(現任)	(注) 3	27
取締役		山 田 秀 雄	昭和27年 1月23日生	昭和59年 4月 平成 4年 4月 " 10年 5月 " 13年 4月 " 14年 5月 " 16年 6月 " 18年 3月 " 19年 6月 " 21年 3月 " 22年 4月 " 23年 3月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 山田秀雄法律事務所(現 山田・尾崎法律事 務所)開設(現在に至る) 太洋化学工業株式会社社外監査役(現任) 第二東京弁護士会副会長 財団法人橘秋子記念財団理事(現任) 株式会社サトー(現 サトーホールディング ス株式会社)社外取締役(現任) 当社社外取締役 株式会社ミクニ社外監査役(現任) 石井食品株式会社社外監査役(現任) ヒューリック株式会社社外取締役(現任) 日本弁護士連合会常務理事 株式会社西武ライオンズ社外監査役(現任)	(注) 3	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役	常勤監査役	岩 堀 信二郎	昭和25年12月13日生	昭和48年4月 平成17年2月 " 18年3月 " 23年1月 " 23年3月	ライオン油脂株式会社入社 当社経理部長 当社執行役員、経理部長 当社社長付 当社監査役	(注) 4	40
監査役	常勤監査役	花 田 昌 三	昭和26年9月26日生	昭和49年4月 平成17年3月 " 18年3月 " 19年3月 " 21年1月 " 22年1月 " 23年1月 " 23年3月	ライオン油脂株式会社入社 当社家庭品営業本部営業統括部長 当社執行役員、家庭品事業部門家庭品家庭 品統括部長兼流通戦略担当部長 当社執行役員、ヘルスケア事業本部統括部 長 ライオン・フィールド・マーケティング株 式会社代表取締役、社長 当社執行役員、特販事業本部長 当社社長付 当社監査役	(注) 4	29
監査役		土 井 英 雄	昭和24年12月5日生	昭和48年4月 " 54年3月 " 63年1月 平成3年8月 " 20年7月 " 22年6月 " 22年7月 " 23年3月	ピート・マーウィック・ミッチェル会計士 事務所入所 公認会計士登録 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任 監査法人)入所 同法人代表社員 新日本有限責任監査法人シニアパートナー 同法人シニアパートナー退任 公認会計士土井英雄事務所開設(現在に至 る) 当社社外監査役	(注) 4	1
監査役		野 村 純 章	昭和21年12月21日生	昭和40年4月 " 61年3月 平成17年7月 " 18年7月 " 18年8月 " 18年9月 " 20年8月 " 23年3月	大蔵省(現 財務省)国税庁入庁 税理士資格取得 芝税務署長 財務省国税庁退官 税理士登録 野村純章税理士事務所開設(現在に至る) 日本ハーデス株式会社社外取締役(現任) 当社社外監査役	(注) 4	1
計							736

- (注) 1 嶋口充輝氏及び山田秀雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 土井英雄氏及び野村純章氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成23年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年12月期に係る定時株主総会終結の
時までであります。
4 監査役の任期は、平成22年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年12月期に係る定時株主総会終結の
時までであります。
5 当社では、取締役会が担っている「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を区分し、取締役会は
「意思決定・監督機能」を担い、各事業本部、その他重要業務に係る「業務執行機能」は執行役員が担うこと
とする執行役員制度を平成16年3月に導入いたしました。
執行役員は13名で構成されており、内7名は取締役を兼務しております。
6 所有株式数は平成24年2月29日現在の株式数を記載しております。
7 当社は、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査役を選任しております。補欠の
監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数
高 橋 文 雄	昭和24年6月27日生	昭和48年4月 " 51年3月 平成6年5月 " 16年5月 " 18年5月 " 20年7月 " 22年8月 " 22年9月 " 22年9月 " 23年3月 " 23年6月	昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代 表社員 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)理事 同法人常任理事 新日本有限責任監査法人経営専務理事 同法人経営専務理事退任 株式会社ビジネスブレイン太田昭和社外監査役(現 任) コムソフト株式会社社外監査役(現任) 当社監査役(補欠) 株式会社荏原製作所社外監査役(現任)	

(注) 高橋文雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治体制の概要

当社は、監査役制度のもとで取締役会が経営の監督を行っており、経営の監督と業務の執行の分離を進めるため、執行役員制を採用しております。本報告書提出日現在の経営体制は、社外取締役2名を含む取締役10名、社外監査役2名を含む監査役4名、執行役員13名であります。社外役員4名全員は、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。また、株主各位の取締役の信を問う機会を増やすため取締役の任期は1年としています。

取締役会は、月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役及び各執行役員の業務執行を監督しております。社外取締役に対しては、取締役会事務局より各議案の内容を事前に説明しております。社外監査役に対しては、取締役会事務局より議案内容を聴取した常勤監査役からその内容を事前に説明するとともに、事前説明時での社外取締役からの質問、意見等の報告も行い、監査役の意見形成に活用しております。加えて、代表取締役と社外役員全員との定期的（原則として月1回）な情報交換も実施し経営の監督・監視機能の充実に努めております。

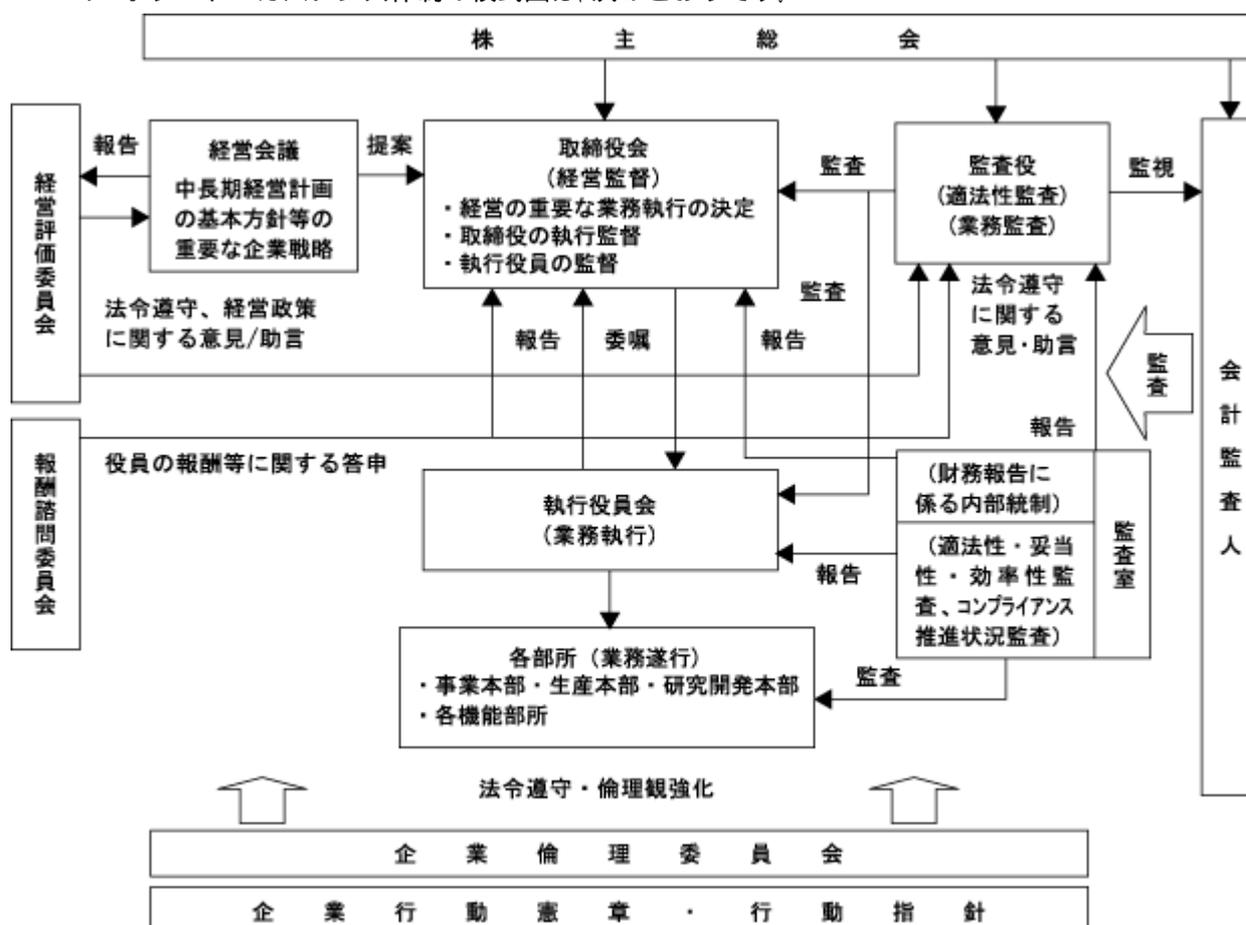
中長期経営計画の基本方針など重要な企業戦略については、業務執行取締役を主たるメンバーとする経営会議での審議を経て、取締役会の適正な意思決定が可能な体制を構築しております。

事業に直結する業務執行に関する施策については、最高経営執行責任者である代表取締役社長、専務以下の取締役（社外取締役を除く。）、事業本部長等の執行役員及び常勤監査役をメンバーとする執行役員会で、さまざまな角度から課題に対する議論と検討を加える体制としております。

役員報酬等の客観性及び透明性を高めるために「報酬諮問委員会」を設置しており、取締役、監査役、執行役員の報酬等に関する方針については、同委員会の「取締役及び執行役員の報酬体系、水準、賞与に係る業績指標と算定方法等の基本的考え方」及び「監査役報酬体系、水準の基本的考え方」に関する答申を最大限に尊重して、取締役及び執行役員については取締役会で、監査役については監査役会で、それぞれ決定しております。同委員会の委員は、社外取締役2名、社外監査役2名の計4名であります。

また、社外有識者7名からなる経営評価委員会を原則として年2回開催し、コーポレート・ガバナンス体制のあり方、事業開発・製品開発の方向性、CSR（企業の社会的責任）の考え方等、全般経営課題に関する委員の意見を経営に反映させております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



現状の企業統治の体制を採用する理由

現状の体制においては、以下の諸施策が講じられております。

- (1) 2名の社外取締役（一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員）から意見等を受けることにより経営者の説明責任が果たされ、社外の視点を取り入れた業務執行や判断が担保されるとともに、各氏の専門分野での豊富な経験・知識を当社の経営に活かされる。
- (2) 2名の社外監査役（一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員）及び常勤監査役2名の設置による監視機能の充実。
- (3) 独立役員と代表取締役社長との定期的情報交換による経営姿勢理解及び監督・監視機能の実効性向上。
- (4) 監査役会と代表取締役の定例意見交換（2回/年）、監査役会と内部監査及び会計監査人との連携（後述の「内部監査及び監査役監査 2）内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係」ご参照）により、適法性及び妥当性の両面からの監査が担保される。
- (5) 執行役員制による監督と執行の分離。
- (6) 取締役会各議案に係る監査役意見形成への社外取締役意見の活用。
- (7) 社外有識者により構成する経営評価委員会による社会通念上の視点から経営の監督。

以上から、取締役及び監査役による監督・監査機能の充実が図られていると判断し、現状の企業統治の体制を採用しております。

内部統制システム、リスク管理体制の整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の体制を整備しております。なお、金融商品取引法における内部統制報告制度への対応につきましては、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を取締役に定めて定め、運用体制を構築しております。

< 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 >

1) 基本的考え方

- ・ 当社グループの「ライオン企業行動憲章」、「行動指針」をコンプライアンス体制の基盤とする。
- ・ ライオン企業行動憲章の精神を代表取締役社長が繰り返し役員・従業員に伝えることにより、企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

2) コンプライアンス体制

- ・ 取締役会で選定した企業倫理担当役員を委員長とする当社グループ全体に係る企業倫理委員会を設置し、企業倫理意識の浸透・定着のための具体的施策を推進する。ライオン企業行動憲章・行動指針に反する事態が生じ、企業倫理委員会が必要と認めるときは、外部専門家（弁護士、公認会計士等）を委員とする倫理調査委員会を設け事態の解決・収拾を図る仕組みを採用する。
- ・ 企業倫理担当役員の下に企業倫理専任部長を置き、コンプライアンス体制の整備・維持を図るとともに、当社グループの各部所における必要な研修を行う。あわせて人事部は階層別教育において必要な研修を行う。また、各部所は関連法規に従った規程・マニュアルを策定し、これに従い業務を実行する。
- ・ 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。
- ・ 法令遵守及び経営政策に関する第三者の意見・助言を経営に反映させるため、社外有識者により構成する経営評価委員会を設置する。
- ・ 内部監査部門として監査室を置く。
- ・ 監査室員、企業倫理専任部長、経営企画部員、法務部員及び監査役は、日ごろから連携し当社グループのコンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握に努める。
- ・ 監査役は当社グループのコンプライアンス体制及び下記3) に定める社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、企業倫理担当役員に意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
- ・ 従業員の法令・定款違反行為については就業規則に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については企業倫理委員会が取締役に具体的な処分を答申する。

3) 有事の対応

- ・ 法規・社会的責任に関わる緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システムに従い、当該発生事実を総務部長が社長、企業倫理担当役員及び監査役へ報告するとともに、社長を議長とする緊急対策協議会もしくは担当部長は事態の適正な収拾、再発防止策の立案、執行役員会・取締役会への報告を行う。
- ・ グループ各社の担当役員及び従業員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合も、上記と同様に対処する。
- ・ 上記・その他、当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムとして、企業倫理専任部長及び社外弁護士を直接の情報受領者とする「心のホットライン」を整備するとともに、製品開発担当者等が製品の品質に疑念を生じた場合の社内通報システムとして、CSR推進部長を直接の情報受領者とする「品質情報ホットライン」を整備し、別に定める要領にもとづきその運用を行う。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

- ・ 代表取締役及び業務執行取締役は、法令に従い自己の職務の執行状況を取締役に報告する。
- ・ 社長は、情報管理規程に取締役の職務の執行に係る情報の作成、保存及び管理に関する事項を定める。
- ・ 取締役は、情報管理規程に従い、職務の執行に係る情報を保存する。
- ・ 取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧または謄写できる。

<損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

1) 平時の対応

- ・ 経営企画部担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、経営企画部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ・ 監査室は当社グループ各部所毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を執行役員会、取締役会に報告する。
- ・ 平時において、各部所はその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの低減等に取り組むとともに、事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、それぞれ担当取締役が対応策を検討し、経営会議、執行役員会で審議しリスク管理を行う。
- ・ 環境、品質責任、事故・災害に関するリスクについては、それぞれ環境保全推進委員会、CS/PL委員会、安全防災会議において事前に対応策を検討、必要に応じて執行役員会で審議し、リスク管理を行う。
- ・ 各工場においては、ISO14001の認証を受け、品質管理及び環境保全に積極的に取り組む。

2) 有事の対応

天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システム（地震については地震災害対策マニュアル）に従い、当該発生事実を社長・監査役等へ報告するとともに、関連部所長は情報収集、対応方針の決定、原因究明、対応策の決定、執行役員会・取締役会への報告を行う。

<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

1) 意思決定ルール

- ・ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。なお、定例の取締役会を除いて、法令に従い書面等にて取締役会決議を行うことができるものとする。
- ・ また迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、全執行役員が出席する執行役員会を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的な事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ・ 当社グループ全体の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項については、事前に専務取締役以上の役員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行うものとする。

2) 取締役会の基本的位置付け

- ・ 取締役会は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標にもとづく経営計画を策定する。

- ・ 取締役会は、経営計画を具体化するため、経営計画にもとづき、事業計画、経営予算を設定する。マーケティング投資、研究開発投資、設備投資、新規事業投資についても経営計画を基準に配分する。
- ・ 取締役会は、重要事項に係る各機関、本部長、部所長の決裁権限基準を定める。
- ・ 取締役会は、毎月、月度業績をレビューし、各担当取締役に目標と実績の差異要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

3) 業務推進体制

- ・ 各部門、部所を担当する取締役は、当該部門等が実施すべき具体的な施策を含めた効率的な業務推進体制を決定する。
- ・ 月度業績はITを活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、各担当取締役及び取締役に報告する。
- ・ 上記2) の決定を受け、各担当取締役は業務遂行体制をより効率的なものとするため、必要に応じて改善する。

< 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制 >

- 1) 当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産並びに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会または執行役員会の承認を受けるものとする。
- 2) 当社監査室が当社グループ各社に対する内部監査を実施する。
- 3) 監査室員、企業倫理専任部長、経営企画部員、法務部員及び監査役は、日ごろから連携し当社グループ各社のコンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握に努める。
- 4) 当社グループ各社に当社から監査役を派遣し、当該監査役は法令に従い監査を行う。
- 5) グループ各社の担当役員及び従業員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、緊急事態処理システムに従い、総務部長を経由して当該発生事実を当社社長、企業倫理担当役員及び監査役へ報告するとともに、当社社長を議長とする緊急対策協議会もしくは担当部所長は事態の適正な収拾、再発防止策の立案、執行役員会・取締役会への報告を行う。
- 6) 当社グループ各社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合は、直ちに当社社長、企業倫理担当役員及び監査役に報告するものとする。企業倫理担当役員は監査役と協議し事態の適正な収拾と再発防止策の立案を行う。
- 7) 上記5)・6)のほか、当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報システムとして、企業倫理専任部長及び社外弁護士を直接の情報受領者とする「心のホットライン」を整備するとともに、製品開発担当者等が製品の品質に疑念を生じた場合の社内通報システムとして、CSR推進部長を直接の情報受領者とする「品質情報ホットライン」を整備し、別に定める要領にもとづきその運用を行う。

< 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項 >

- 1) 監査役会の職務補助に専任する使用人を1名以上監査室に置く。
- 2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監査役会の指揮命令を受け、取締役及び監査室長の指揮命令を受けない。
- 3) 当該使用人の人事評価・異動・懲戒については監査役会の事前同意を得た上で、機関決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

<取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する事項>

- 1) 取締役は、監査役会に対して、法令に従い会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告することに加え、次の事項を監査役会に報告することとする。
 - ・ 当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実
 - ・ 当社グループにおける天災・事故発生等による物理的緊急事態及び法規・社会的責任に関わる緊急事態
 - ・ 当社グループにおける内部監査の実施状況
 - ・ 当社グループにおける通報システムによるホットラインの通報状況及びその内容
 - ・ 執行役員会、製品企画執行役員会の決定事項
 - ・ 決裁権限基準にもとづく取締役及び執行役員の決裁事項
 - ・ 当社グループ各社の事業概況、当該各社監査役の活動状況
 - ・ 当社及び当社グループ各社の重要な会計方針・会計基準の変更並びにその影響
- 2) 報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会の協議により決定する。
- 3) 上記1)にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

<監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

- 1) 監査役会の要請がある場合において取締役会は、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- 2) 監査役は、必要に応じて、当社及び当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ陪席することができる。
- 3) 監査役は、必要に応じて、当社グループ各社の重要情報を閲覧または謄写できる。
- 4) 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役及び重要な使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。
- 5) 監査役会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

<財務報告の信頼性を確保するための体制>

- 1) 代表取締役社長は、連結財務諸表を構成する当社、当社の子会社及び関連会社の財務報告の信頼性を確保するために、取締役会が定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」にもとづき財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取り締役に報告する。
- 2) 監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況(不備及び不備の改善状況を含む。)を把握、評価し、それを代表取締役社長及び監査役に報告する。
- 3) 監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

<反社会的勢力を排除するための体制>

- 1) 「ライオン企業行動憲章」にもとづき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との対決姿勢を貫く。加えて総務部を対応統括部所とし不当要求防止責任者を配置するとともに、当社グループ各事業所及び外部機関との連携を図る。
- 2) 不当要求防止責任者は当社グループ各事業所において必要な研修を行う。不当要求防止責任者及び各事業所担当者は反社会的勢力への対応の手順を定めた特殊暴力防止マニュアルに従い業務を実行する。

責任限定契約の内容の概要

- (イ) 当社は社外取締役、社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定にもとづき、会社法第423条第1項の責任を、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。
- (ロ) 当社は会計監査人との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定にもとづき、会社法第423条第1項の責任を、3,200万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査

1) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査は、社長直轄の監査室（本報告書提出日現在10名体制）を設置し、年間内部監査計画にもとづき、各部所及び関係会社の業務執行状況について、「適法性、妥当性、効率性等」内部統制に関わる監査、コンプライアンス推進状況を監査しております。内部監査の結果は、代表取締役社長、各担当役員及び執行役員会に報告しております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備と運用状況を把握、評価し、代表取締役社長に報告しております。

監査役は本報告書提出日現在4名で、社外監査役（独立役員）2名、社内出身の常勤監査役2名で構成しております。監査役会は2ヵ月に1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、監査役及び監査役会に専任のスタッフ1名を配置しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準及び内部統制システムに係る監査実施基準並びに監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、取締役の職務執行状況聴取（財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を含む。）、本社及び主要な事業所の往査、子会社の調査を実施しております。

なお、常勤監査役 岩堀信二郎氏は当社経理部長を務めるなど、経理業務の経験も長く、社外監査役 土井英雄氏は公認会計士資格を有しており、同 野村純章氏は税理士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役は、新日本有限責任監査法人から次の事項について都度報告を受けるとともに、リスク・アプローチ視点での質疑応答、意見交換を行い、連携を図っております。

- (イ) 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、会社法及び金融商品取引法に基づく監査計画、監査体制
- (ロ) 監査報酬
- (ハ) 四半期レビュー結果
- (ニ) 会計監査結果（会計監査プロセスの一環として実施する内部統制を含む）
- (ホ) 有価証券報告書及び財務報告内部統制報告書監査結果

監査役は内部監査部門である監査室と次の事項について都度、リスク・アプローチ視点での情報交換を行い、連携を図っております。

- (イ) 監査役と監査室のそれぞれの監査計画
- (ロ) 監査室が実施した各部所及び関係会社の業務執行状況についての「適法性、妥当性、効率性等」内部統制に関する監査結果、コンプライアンス推進状況に関する監査結果
- (ハ) 監査室が実施した金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備・運用状況及び評価結果
- (ニ) 監査役の業務監査の一環として行う財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況の監査結果

さらに、代表取締役との定例意見交換会を年2回実施し、監視機能の実効性向上に努めております。

社外取締役及び社外監査役

- 1) 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役と会社との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係

本報告書提出日現在、社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

各社外取締役に対して、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議に基づき、従来の退職慰労金制度にかえ、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権1,302個(1,302株)を無償で発行しております。同新株予約権は1株当たり行使価格を1円、行使可能期間は平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定するものであります。

上記のストックオプションを除いて、社外取締役、社外監査役との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

- 2) 社外取締役及び社外監査役が会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役及び社外監査役の全員4名は、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であり、(株)東京証券取引所へその旨を届け出ております。

取締役会において社外取締役から意見等を受けることにより、経営者の説明責任が果たされ経営の透明性確保が実現できるとともに、各氏の専門分野での豊富な経験・知識を当社の経営に活かされるものと考えております。

社外監査役には、中立的・客観的な立場からの監査とともに、公認会計士、税理士としての豊富な経験・知識に基づく監査機能充実が図られるものと考えております。

報酬諮問委員会を社外取締役2名及び社外監査役2名で構成することにより、役員報酬等の客観性及び透明性が高まるものと考えております。

- 3) 社外取締役及び社外監査役の選任状況

社外取締役

嶋口 充輝	マーケティングの分野でご活躍され、また他社での社外取締役及び社外監査役の経験をお持ちの同氏を社外取締役として招聘することにより、同氏のマーケティング分野における豊富な知識・経験を当社の経営に活かすとともに、取締役会の監督機能の充実を図るものです。
山田 秀雄	弁護士として豊富な経験・知識をお持ちであるとともに、他社での社外取締役及び社外監査役の経験をお持ちの同氏を社外取締役として招聘することにより、経営の透明性・客観性を高め、取締役会の監督機能の充実を図るものです。

社外監査役

土井 英雄	公認会計士としての専門知識、経験をお持ちの同氏を社外監査役として招聘することにより、経営の監視機能の充実を図るものです。
野村 純章	税理士としての専門知識、経験をお持ちであるとともに、他社での社外取締役としての経験をお持ちの同氏を社外監査役として招聘することにより、経営の監視機能の充実を図るものです。

4) 社外取締役及び社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役全員は、代表取締役社長との定期的（原則として月1回）な情報交換を実施し、経営姿勢理解及び経営の監督・監視機能の実効性向上を図っております。

社外監査役は監査役会構成員として内部監査及び会計監査人と連携いたしております（前述の「内部監査及び監査役監査」2）内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係」ご参照）。また、代表取締役と監査役会の定例意見交換（2回/年）により、代表取締役の経営姿勢の確認とともに、当社グループが対処すべき課題やリスク、監査上の重要課題等について意見交換し、監査の実効性向上を図っております。

役員の報酬等

<取締役及び監査役の報酬等に係る方針の決定及びその方針の内容>

(1) 方針決定の方法

当社は、取締役及び監査役（以下、「役員」といいます。）の報酬等に関する方針について、役員報酬等の客観性及び透明性を高めるため報酬諮問委員会の答申を最大限に尊重して、取締役については取締役会で、監査役については監査役会で、それぞれ決定することとしております。報酬諮問委員会の委員は、社外取締役2名、社外監査役2名の計4名であります。

(2) 方針の内容

1) 業務執行役員（社外取締役及び監査役を除く役員）

(イ) 月次固定報酬及び業績や株価に連動する業績連動報酬で構成する。

(ロ) 月次固定報酬は定額制とする。月次固定報酬の水準は、他社水準を考慮して設定する。

また、年1回、業務執行機能、経営監督機能の発揮度に応じ査定し加減算する。

(ハ) 業績連動報酬は、賞与及び平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会でご承認をいただき退職慰労金にかえて導入した株式報酬型ストックオプションで構成する。

賞与は、過去の支払実績及び他社事例を考慮して、当該事業年度に係る連結経常利益の1.0%の50%と連結当期純利益の1.5%の50%との合計額（万円未満は切り捨て）を各取締役に配分することとし、その上限額を2億円とする。

ただし、連結経常損失、連結当期純損失の場合の当該損失は、利益額を0として算出する。

2) 業務執行しない役員（社外取締役及び監査役）

(イ) 月次固定報酬のみとする。

(ロ) 月次固定報酬は定額制とする。月次固定報酬の水準は、他社水準を考慮して設定する。

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	384	222	37	91	33	10
監査役 (社外監査役を除く。)	52	52				4
社外役員	44	44				6

1) 上記の取締役に対する報酬等には、平成23年3月30日開催の第150期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する固定報酬、ストックオプション及び退職慰労金を含んでおります。

2) 上記の監査役に対する報酬等には、平成23年3月30日開催の第150期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名に対する固定報酬を含んでおります。

3) 上記の社外役員に対する報酬等には、平成23年3月30日開催の第150期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名に対する固定報酬を含んでおります。

4) 使用人兼務取締役はおりません。

5) 業績連動報酬の賞与は、上記に記載の方式により当事業年度の連結経常利益及び連結当期純利益

をもとに算出し確定した金額であります。また、ストックオプションは、当期に株式報酬型ストックオプション（新株予約権）として費用計上した金額であります。

- 6) 取締役の固定報酬額は、平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会において、1事業年度につき330百万円以内と決議されております。
- 7) 監査役の固定報酬額は、平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会において、1事業年度につき90百万円以内と決議されております。
- 8) 株式報酬型ストックオプションとして取締役に支払う報酬額は、平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議されております。
- 9) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

<平成24年12月期の業績に係る役員賞与の算定方法>

下記方法に基づき算定の上、支給額を確定し支払います。

1) 支給対象役員

法人税法第34条第1項第3号に定める「業務執行役員」である取締役のみを対象とし、社外取締役及び監査役には支給しない。

2) 総支給額

当該事業年度に係る連結経常利益の1.0%の50%と連結当期純利益の1.5%の50%との合計額（万円未満は切り捨て）を総支給額とし、その上限額を2億円とする。

ただし、連結経常損失、連結当期純損失の場合は、当該損失額を0とする。

3) 個別支給額

上記2)に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定めた下記ポイントに役位ごとの当該事業年度末現在在任する取締役員数を乗じた数の総和で除して、ポイント単価を算出する。

各取締役への個別支給額は、役位ごとに定めたポイントにポイント単価を乗じて算出する。

（万円未満は切り捨て）

役位	ポイント	員数	ポイント計
会長・社長	2.059	2	4.118
副社長	1.567	0	0.000
専務取締役	1.418	0	0.000
常務取締役	1.119	0	0.000
取締役	1.000	6	6.000
合計		8	10.118

上記は平成24年3月29日開催の第151期定時株主総会終了後の取締役の員数で計算していません。

□ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 139銘柄
貸借対照表計上額の合計額 15,730百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	7,030,000	3,086	当社グループの財務・経理に掛かる業務の円滑な推進
サハパタナピブル パブリックカンパニーリミテッド	32,188,333	2,324	当社グループの海外事業に掛かる業務の円滑な推進
(株)あらた	3,607,655	851	当社グループの営業取引に掛かる業務の円滑な推進
(株)メディパルホールディングス	949,707	849	当社グループの営業取引に掛かる業務の円滑な推進
(株)セブン&アイ ホールディングス	320,139	694	当社グループの営業取引に掛かる業務の円滑な推進
旭化成(株)	1,123,359	595	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
(株)P a l t a c	404,600	586	当社グループの営業取引に掛かる業務の円滑な推進
東洋製罐(株)	373,010	576	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
サハパタナ インターホールディングス パブリックカンパニーリミテッド	10,000,000	523	当社グループの海外事業に掛かる業務の円滑な推進
レンゴー(株)	913,000	503	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
高砂香料工業(株)	1,005,014	487	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
(株)フジ・メディア・ ホールディングス	3,564	457	当社グループの広告宣伝に掛かる業務の円滑な推進
大日精化工業(株)	918,400	407	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
(株)日本触媒	467,000	392	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
王子製紙(株)	982,000	385	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
東京放送ホールディングス(株)	327,200	377	当社グループの広告宣伝に掛かる業務の円滑な推進

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
サハパタナピブル パブリックカンパニーリミテッド	32,188,333	2,484	当社グループの海外事業に掛かる 業務の円滑な推進
(株)三菱UFJフィナンシャル・ グループ	7,030,000	2,298	当社グループの財務・経理に掛か る業務の円滑な推進
(株)メディパルホールディングス	949,707	763	当社グループの営業取引に掛かる 業務の円滑な推進
(株)セブン&アイ ホールディングス	320,139	686	当社グループの営業取引に掛かる 業務の円滑な推進
(株)あらた	3,607,655	627	当社グループの営業取引に掛かる 業務の円滑な推進
サハパタナ インターホールディングス パブリックカンパニーリミテッド	10,000,000	568	当社グループの海外事業に掛かる 業務の円滑な推進
旭化成(株)	1,123,359	521	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
レンゴー(株)	913,000	490	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
(株)フジ・メディア・ ホールディングス	3,564	415	当社グループの広告宣伝に掛かる 業務の円滑な推進
(株)P a l t a c	404,600	399	当社グループの営業取引に掛かる 業務の円滑な推進
東洋製罐(株)	373,010	391	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
王子製紙(株)	982,000	387	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
(株)日本触媒	467,000	386	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
高砂香料工業(株)	1,005,014	358	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
(株)東京放送ホールディングス	327,200	323	当社グループの広告宣伝に掛かる 業務の円滑な推進
大日精化工業(株)	918,400	306	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
三井化学(株)	1,013,000	238	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
大日本印刷(株)	309,000	228	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
長谷川香料(株)	176,900	209	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
(株)ファミリーマート	63,567	197	当社グループの営業取引に掛かる 業務の円滑な推進
(株)マツモトキヨシ ホールディングス	109,500	170	当社グループの営業取引に掛かる 業務の円滑な推進
大成建設(株)	850,000	165	当社グループの不動産関係業務の 円滑な推進

みなし保有株式(信託財産として保有し議決権行使権限のあるもの)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)みずほフィナンシャルグループ	8,757,000	910	当社グループの財務・経理に掛かる業務の円滑な推進
凸版印刷(株)	918,224	519	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
N K S Jホールディングス(株)	269,016	406	当社グループの財務・経理に掛かる業務の円滑な推進
イオン(株)	374,268	395	当社グループの営業取引に掛かる業務の円滑な推進
ダイキン工業(株)	100,000	210	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
エーザイ(株)	58,845	187	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
東京海上ホールディングス(株)	102,740	175	当社グループの財務・経理に掛かる業務の円滑な推進
清水建設(株)	519,000	167	当社グループの不動産関係業務の円滑な推進

(注) 1 特定投資株式の(株)東京放送ホールディングス以下及び、みなし保有株式ダイキン工業(株)以下は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、特定投資株式とみなし保有株式を合わせて上位30銘柄について記載しております。

(注) 2 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

また、同法人が内部統制報告書の監査も行っております。

当期において業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員：網本 重之
指定有限責任社員 業務執行社員：中村 裕輔
- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 25名 その他 19名

その他

- 1) 当社は、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議により、取締役は11名以内とする旨を定款に定めております。
- 2) 当社は、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議により、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、自己株式の取得、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定めることができる旨及び同条第1項第2号から第4号までに掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない旨を定款に定めております。
- 3) 当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。ただし社外取締役は除く。）並びに監査役（監査役であった者を含む。ただし社外監査役は除く。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。
- 4) 取締役の選任の決議は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨並びに取締役の選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	83	5	81	10
連結子会社	11		11	
計	94	5	92	10

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、国際財務報告基準(IFRS)への移行等に係る助言業務の対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、国際財務報告基準(IFRS)への移行等に係る助言業務の対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

該当する事項はありませんが、監査日数、業務の内容等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第150期事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第151期事業年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)及び第150期事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)並びに当連結会計年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)及び第151期事業年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な開示を行うため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加を行っております。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年12月31日)		当連結会計年度 (平成23年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	2	21,286	2	25,478
受取手形及び売掛金	5	52,324	5	55,193
有価証券		23,514		10,439
商品及び製品		18,085		20,277
仕掛品		3,457		2,776
原材料及び貯蔵品		6,346		7,198
繰延税金資産		5,043		4,206
その他		1,444		1,707
貸倒引当金		77		53
流動資産合計		131,425		127,224
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物	2	64,335	2	64,394
減価償却累計額		43,004		44,508
建物及び構築物（純額）		21,331		19,886
機械装置及び運搬具	2	118,188	2	119,105
減価償却累計額		101,493		103,443
機械装置及び運搬具（純額）		16,695		15,662
土地	2	18,918	2	18,808
リース資産		871		676
減価償却累計額		437		424
リース資産（純額）		434		251
建設仮勘定		475		1,152
その他		18,977		19,640
減価償却累計額		16,164		16,898
その他（純額）		2,812		2,741
有形固定資産合計		60,668		58,503
無形固定資産				
のれん		513		384
商標権		22,886		18,968
その他		1,267		2,136
無形固定資産合計		24,667		21,489
投資その他の資産				
投資有価証券	1	24,737	1	22,386
長期貸付金		27		17
前払年金費用		14,357		15,107
繰延税金資産		3,959		3,477
その他		1,136		1,105
貸倒引当金		39		39
投資その他の資産合計		44,178		42,055
固定資産合計		129,513		122,048
資産合計		260,939		249,272

	前連結会計年度 (平成22年12月31日)	当連結会計年度 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,543,249	2,542,078
短期借入金	27,773	25,140
1年内返済予定の長期借入金	6,166	2,416
未払金及び未払費用	238,480	237,885
未払法人税等	1,693	1,349
賞与引当金	2,109	2,091
返品調整引当金	585	569
販売促進引当金	488	450
役員賞与引当金	164	147
資産除去債務	-	2
その他	1,984	2,472
流動負債合計	102,696	94,603
固定負債		
長期借入金	27,504	25,087
退職給付引当金	19,610	19,153
役員退職慰労引当金	318	267
資産除去債務	-	323
その他	5,049	4,584
固定負債合計	52,483	49,417
負債合計	155,179	144,020
純資産の部		
株主資本		
資本金	34,433	34,433
資本剰余金	31,499	31,499
利益剰余金	55,426	56,755
自己株式	16,670	16,653
株主資本合計	104,689	106,035
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	913	351
繰延ヘッジ損益	56	6
為替換算調整勘定	2,944	3,628
その他の包括利益累計額合計	2,087	3,986
新株予約権	173	180
少数株主持分	2,984	3,023
純資産合計	105,760	105,252
負債純資産合計	260,939	249,272

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
売上高	331,100	327,500
売上原価	140,577	139,662
売上総利益	190,523	187,838
返品調整引当金繰入額	578	562
返品調整引当金戻入額	756	578
差引売上総利益	190,700	187,854
販売費及び一般管理費		
販売手数料	16,821	16,706
販売促進引当金繰入額	488	450
販売促進費	72,885	69,160
運送費及び保管費	14,981	15,058
広告宣伝費	21,702	22,128
給料及び手当	13,062	12,915
役員退職慰労引当金繰入額	45	16
退職給付費用	3,101	3,070
減価償却費	4,879	4,600
のれん償却額	128	146
研究開発費	8,910	8,913
役員賞与引当金繰入額	164	148
その他	23,028	23,368
販売費及び一般管理費合計	180,200	176,684
営業利益	10,500	11,169
営業外収益		
受取利息	85	110
受取配当金	403	468
持分法による投資利益	1,186	943
受取ロイヤリティー	235	217
その他	583	363
営業外収益合計	2,493	2,104
営業外費用		
支払利息	920	871
為替差損	36	20
たな卸資産処分損	-	143
その他	241	54
営業外費用合計	1,198	1,090
経常利益	11,795	12,183

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	263	49
固定資産処分益	-	35
貸倒引当金戻入額	54	20
特別利益合計	317	106
特別損失		
災害による損失	-	2,971
投資有価証券評価損	494	596
固定資産処分損	3 501	3 388
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	190
減損損失	5 191	5 39
その他	-	323
特別損失合計	1,188	4,509
税金等調整前当期純利益	10,925	7,780
法人税、住民税及び事業税	2,235	1,857
法人税等調整額	2,173	1,287
法人税等合計	4,408	3,145
少数株主損益調整前当期純利益	-	4,635
少数株主利益	474	557
当期純利益	6,041	4,077

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	-	4,635
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	1,192
繰延ヘッジ損益	-	49
為替換算調整勘定	-	765
持分法適用会社に対する持分相当額	-	161
その他の包括利益合計	-	2,070
包括利益	-	2,564
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	2,178
少数株主に係る包括利益	-	386

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	34,433	34,433
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	34,433	34,433
資本剰余金		
前期末残高	31,499	31,499
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	31,499	31,499
利益剰余金		
前期末残高	52,099	55,426
持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減	-	39
当期変動額		
剰余金の配当	2,703	2,685
当期純利益	6,041	4,077
自己株式の処分	11	23
当期変動額合計	3,326	1,369
当期末残高	55,426	56,755
自己株式		
前期末残高	15,851	16,670
当期変動額		
自己株式の取得	875	79
自己株式の処分	56	96
当期変動額合計	818	16
当期末残高	16,670	16,653
株主資本合計		
前期末残高	102,181	104,689
持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減	-	39
当期変動額		
剰余金の配当	2,703	2,685
当期純利益	6,041	4,077
自己株式の取得	875	79
自己株式の処分	44	73
当期変動額合計	2,507	1,386
当期末残高	104,689	106,035

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	747	913
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	166	1,265
当期変動額合計	166	1,265
当期末残高	913	351
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	1	56
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	57	49
当期変動額合計	57	49
当期末残高	56	6
為替換算調整勘定		
前期末残高	2,514	2,944
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	430	683
当期変動額合計	430	683
当期末残高	2,944	3,628
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	1,765	2,087
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	321	1,899
当期変動額合計	321	1,899
当期末残高	2,087	3,986
新株予約権		
前期末残高	138	173
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35	6
当期変動額合計	35	6
当期末残高	173	180
少数株主持分		
前期末残高	3,070	2,984
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	86	39
当期変動額合計	86	39
当期末残高	2,984	3,023

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
純資産合計		
前期末残高	103,624	105,760
持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減	-	39
当期変動額		
剰余金の配当	2,703	2,685
当期純利益	6,041	4,077
自己株式の取得	875	79
自己株式の処分	44	73
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	372	1,853
当期変動額合計	2,135	467
当期末残高	105,760	105,252

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1 日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	10,925	7,780
減価償却費	12,349	12,009
減損損失	191	39
賞与引当金の増減額（ は減少）	289	11
退職給付引当金の増減額（ は減少）	1,610	1,171
受取利息及び受取配当金	488	579
支払利息	920	871
固定資産処分損益（ は益）	501	353
投資有価証券売却損益（ は益）	-	49
投資有価証券評価損益（ は益）	494	596
持分法による投資損益（ は益）	1,186	943
売上債権の増減額（ は増加）	164	3,611
たな卸資産の増減額（ は増加）	2,923	2,690
仕入債務の増減額（ は減少）	3,278	858
未払金及び未払費用の増減額（ は減少）	1,968	908
その他の流動負債の増減額（ は減少）	570	64
その他の流動資産の増減額（ は増加）	17	157
その他	101	264
小計	27,078	12,838
利息及び配当金の受取額	1,013	1,486
利息の支払額	849	893
法人税等の支払額	1,723	2,297
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,518	11,134
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額（ は増加）	23	64
有形固定資産の取得による支出	4,831	7,097
有形固定資産の売却による収入	18	42
無形固定資産の取得による支出	344	1,017
投資有価証券の取得による支出	748	59
投資有価証券の売却による収入	654	159
子会社株式の取得による支出	130	-
貸付けによる支出	17	7
貸付金の回収による収入	109	15
その他	44	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,310	8,051

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1 日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	11,975	10,171
短期借入金の返済による支出	10,795	12,598
長期借入れによる収入	700	-
長期借入金の返済による支出	6,079	6,166
自己株式の取得による支出	875	79
自己株式の処分による収入	15	12
配当金の支払額	2,721	2,688
少数株主への配当金の支払額	247	295
その他	264	252
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,293	11,897
現金及び現金同等物に係る換算差額	146	127
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	11,767	8,942
現金及び現金同等物の期首残高	32,812	44,582
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	2	-
現金及び現金同等物の期末残高	44,582	35,640

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社は21社であります。 連結子会社名は、「第1 企業の概況」の4 関係会社の状況に記載しているため省略しました。 なお、レオフィールド(株)とライオン・フィールド・マーケティング(株)は合併し、存続会社であるレオフィールド(株)の商号をライオン・フィールド・マーケティング(株)と変更しております。 また、前連結会計年度において持分法適用関連会社でありましたライオンサービス(株)は、当連結会計年度より連結子会社である泰国獅王企業有限公司が実質的に支配することとなったため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社はイースタンシリケイト(株)等 であります。 なお、非連結子会社4社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の連結財務諸表に与える影響が軽微なため連結の範囲から除外しております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社は23社であります。 連結子会社名は、「第1 企業の概況」の4 関係会社の状況に記載しているため省略しました。 なお、当連結会計年度より、新たに設立した獅王(中国)日用科技有限公司及びピーティー一方社インドネシアを連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社はイースタンシリケイト(株)等 であります。 なお、非連結子会社3社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の連結財務諸表に与える影響が軽微なため連結の範囲から除外しております。</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数は2社であります。 主要な会社等の名称 イースタンシリケイト(株)</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社数は8社であります。 主要な会社等の名称 ライオン・アクゾ(株) 出光ライオンコンポジット(株) 当連結会計年度よりライオンサービス(株)は連結子会社となったため、持分法適用の範囲から除外しております。 また、当連結会計年度よりカルプ工業(株)は出光ライオンコンポジット(株)に商号を変更しております。</p> <p>(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 イフケミカルズ(株) 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p> <p>(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該持分法適用会社の事業年度にかかる財務諸表を基礎として持分法を適用しております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数は2社であります。 主要な会社等の名称 イースタンシリケイト(株)</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社数は7社であります。 主要な会社等の名称 ライオン・アクゾ(株) 出光ライオンコンポジット(株) 当連結会計年度において、ケッチェン・ブラック・インターナショナル(株)は、清算が終了したため、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 出光ライオンコンポジット(香港)(株) 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該持分法適用会社の事業年度にかかる財務諸表を基礎として持分法を適用しております。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は12月31日(連結決算日)であります。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 a 満期保有目的の債券...償却原価法(定額法) b その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 主として移動平均法による原価法 デリバティブ.....時価法 たな卸資産 a 商品・製品 主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法) b 原材料・仕掛品・貯蔵品 主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法) (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 原則として定率法を採用しておりますが、一部の連結子会社では定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3年~50年 機械装置及び運搬具 8年、9年 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 a 満期保有目的の債券...同左 b その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 デリバティブ.....同左 たな卸資産 a 商品・製品 同左 b 原材料・仕掛品・貯蔵品 同左 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 原則として定率法を採用しておりますが、一部の連結子会社では定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3年~50年 機械装置及び運搬具 8年、9年、20年 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 リース資産 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 提出会社及び国内連結子会社においては、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>返品調整引当金 商品・製品の当連結会計年度末日後の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。</p> <p>販売促進引当金 当連結会計年度の売上にかかわる割戻金等の将来の支払いに充てるため、代理店・販売店への当連結会計年度の売上にかかわる割戻金等の支払見積額を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により発生年度から費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末支給見積額を計上しております。</p> <p>なお、提出会社においては、株式報酬型ストックオプションの導入に伴い、平成18年3月30日以降新たな引当を停止しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>返品調整引当金 同左</p> <p>販売促進引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p>
<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)								
<p>(5) 重要なヘッジ会計の変更 ヘッジ会計の方法 主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">ヘッジ手段</td> <td style="text-align: center; width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">ヘッジ対象</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">為替予約</td> <td style="text-align: center;">外貨建予定取引</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金利スワップ</td> <td style="text-align: center;">借入金の金利</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通貨スワップ</td> <td style="text-align: center;">借入金</td> </tr> </table> <p>ヘッジ方針 主として社内管理制度に基づき、提出会社経理部及び各子会社管理部門にて為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(6) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、合理的に見積り可能なものはその見積り年数(10年)で均等償却し、重要性の乏しいものについては発生時に償却しております。</p> <p>(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>(8) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	為替予約	外貨建予定取引	金利スワップ	借入金の金利	通貨スワップ	借入金	<p>(5) 重要なヘッジ会計の変更 ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>(6) のれんの償却方法及び償却期間 同左</p> <p>(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p> <p>(8) 消費税等の会計処理方法 同左</p>
ヘッジ手段	ヘッジ対象								
為替予約	外貨建予定取引								
金利スワップ	借入金の金利								
通貨スワップ	借入金								

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>(工事契約に関する会計基準等) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。 なお、これに伴う当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(退職給付に係る会計基準) 当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。 これに伴う、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。</p> <p>(企業結合に関する会計基準等) 当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>	<p>(持分法に関する会計基準及び持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い) 当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日 公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 なお、これに伴う当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(資産除去債務に関する会計基準等) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ16百万円減少し、税金等調整前当期純利益は206百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
(連結損益計算書) 1 前連結会計年度まで営業外収益に区分掲記しておりました「受取手数料」については、重要性がなくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「受取手数料」は、43百万円であります。	(連結損益計算書) 1 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。 2 前連結会計年度まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「たな卸資産処分損」については、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の営業外費用の「雑損失」に含まれる「たな卸資産処分損」は、119百万円であります。 (連結キャッシュ・フロー計算書) 1 前連結会計年度まで営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却損益」については、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の「投資有価証券売却損益」は、263百万円であります。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
	(包括利益の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年12月31日)		当連結会計年度 (平成23年12月31日)	
1 非連結子会社及び関連会社に関するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 5,312百万円		1 非連結子会社及び関連会社に関するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 5,139百万円	
2 担保に供している資産は次のとおりであります。 (単位：百万円)		2 担保に供している資産は次のとおりであります。 (単位：百万円)	
現金及び預金	13	現金及び預金	16
土地	23	土地	22
建物及び構築物	938	建物及び構築物	886
機械装置及び運搬具	451	機械装置及び運搬具	422
合計	1,427	合計	1,346
担保付債務は次のとおりであります。		担保付債務は次のとおりであります。	
短期借入金	111	短期借入金	77
支払手形及び買掛金他	147	支払手形及び買掛金他	97
合計	259	合計	174
3 輸出手形買取未決済高 2百万円		3 輸出手形買取未決済高 0百万円	
4 偶発債務		4 偶発債務	
保証先	保証債務額	保証先	保証債務額
	金額(百万円)		金額(百万円)
ピーティーライオン ウイングス	1,811	ピーティーライオン ウイングス	1,811
その他	0	従業員	108
従業員	156		
計	1,968	計	1,919
(注) 上記保証債務は、保証先の借入金及びリース債務に対するものであります。		(注) 上記保証債務は、保証先の借入金及びリース債務に対するものであります。	
5 当連結会計年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。		5 当連結会計年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。	
受取手形	1,379百万円	受取手形	1,638百万円
支払手形	899百万円	支払手形	997百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
1 一般管理費に含まれる研究開発費は、8,910百万円 であります。なお、当期製造費用に含まれる研究開 発費はありません。	1 一般管理費に含まれる研究開発費は、8,913百万円 であります。なお、当期製造費用に含まれる研究開 発費はありません。
2	2 このうち主なものは、次のとおりであります。 土地他売却益 35百万円
3 このうち主なものは、次のとおりであります。 機械装置及び運搬具処分損 60百万円 撤去費等 434百万円	3 このうち主なものは、次のとおりであります。 建物及び構築物処分損 79百万円 機械装置及び運搬具処分損 54百万円 撤去費等 243百万円
4	4 東日本大震災に関連する損失について、たな卸資産 の滅失損失及び廃棄費用861百万円、建物、設備等 の原状回復費用685百万円など、当連結会計年度に おいて2,971百万円を特別損失の「災害による損 失」に計上しております。
5 当連結会計年度において、重要な減損損失はあり ません。なお、内訳は次のとおりであります。 土地（遊休資産）等 191百万円	5 当連結会計年度において、重要な減損損失はあり ません。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益	
親会社株主に係る包括利益	5,719百万円
少数株主に係る包括利益	424 "
計	6,144百万円
2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	220百万円
繰延ヘッジ損益	57 "
為替換算調整勘定	457 "
持分法適用会社に対する持分相当額	76 "
計	371百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	299,115,346			299,115,346

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,817,278	1,932,600	102,528	30,647,350

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

会社法第797条第1項に基づく反対株主の株式買取請求による増加 1,535,000株

単元未満株式の買取り請求による増加 397,600株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 34,014株

ストックオプションの行使による減少 68,514株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権					173	
合計						173	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年2月10日取締役会	普通株式	1,351	5.00	平成21年12月31日	平成22年3月5日
平成22年8月4日取締役会	普通株式	1,351	5.00	平成22年6月30日	平成22年9月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年2月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,342	5.00	平成22年12月31日	平成23年3月4日

当連結会計年度(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	299,115,346			299,115,346

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	30,647,350	176,333	177,751	30,645,932

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り請求による増加 176,333株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 27,716株

ストックオプションの行使による減少 150,035株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権					180	
合計						180	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年2月10日取締役会	普通株式	1,342	5.00	平成22年12月31日	平成23年3月4日
平成23年8月3日取締役会	普通株式	1,342	5.00	平成23年6月30日	平成23年9月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年2月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,610	6.00	平成23年12月31日	平成24年3月5日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(単位：百万円)</div> 現金及び預金勘定 21,286 有価証券勘定 23,514 預入期間が3ヵ月を超える定期預金等 218 合計 44,582	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(単位：百万円)</div> 現金及び預金勘定 25,478 有価証券勘定 10,439 預入期間が3ヵ月を超える定期預金等 277 合計 35,640

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
1 ファイナンス・リース取引(借主側) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	1 ファイナンス・リース取引(借主側) 同 左
2 オペレーティング・リース取引(借主側) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	2 オペレーティング・リース取引(借主側) 同 左

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金や有価証券等に限定しており、また資金調達については、運転資金及び設備資金の調達を目的としたものであり、銀行借入、コマーシャルペーパー等により資金調達を行う方針であります。デリバティブについては、外貨建債権債務にかかる為替変動リスクや借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、新規取引発生時に顧客の信用状況に関して社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、必要に応じて保証金や担保を取得するなどの措置を講じております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券については、主に事業に関連する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、リスク管理として、定期的に時価の把握、取引先企業の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金については、1年以内の支払期日であります。

短期借入金については、主に営業取引にかかる資金調達であります。長期借入金については、主に商標権にかかる資金調達であります。これら借入金のうち、一部のものは変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために金利スワップを利用してあります。また一部のものは外貨建借入金であり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替の変動リスクを抑制するために通貨スワップを利用してあります。

なお、デリバティブについては、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしてあります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格にもとづく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を適用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。(注2)参照)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	21,286	21,286	
(2)受取手形及び売掛金	52,324		
貸倒引当金	77		
	52,246	52,246	
(3)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,515	2,515	
その他の有価証券	38,963	38,963	
関連会社株式	314	646	331
	41,793	42,125	331
資産計	115,327	115,659	331
(4)支払手形及び買掛金	43,249	43,249	
(5)短期借入金	7,773	7,773	
(6)1年内返済予定の長期借入金	6,166	6,166	
(7)長期借入金	27,504	28,256	751
負債計	84,694	85,446	751
(8)デリバティブ取引()	(93)	(93)	

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金並びに(2)受取手形及び売掛金

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。コマーシャルペーパー、譲渡性預金は、いずれも短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(4)支払手形及び買掛金、(5)短期借入金及び(6)1年内返済予定の長期借入金

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様に新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理の対象とされているものについては、当該金利スワップ及び通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8)デリバティブ取引

デリバティブの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(7)参照)

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式及び関連会社株式	4,997
非上場株式	959
期限付劣後債	500
地方債	1

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	21,286			
受取手形及び売掛金	52,324			
有価証券及び投資有価証券				
(1)満期保有目的の債券				
地方債		1		
期限付劣後債			500	
コマーシャルペーパー	2,515			
(2)その他有価証券				
国債	5,999			
譲渡性預金	15,000			
合計	97,125	1	500	

(注4)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	6,166	2,416	2,416	22,466	116	87

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日 企業会計基準第10号)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日 企業会計基準適用指針第19号)を適用しております。

当連結会計年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金や有価証券等に限定しており、また資金調達については、運転資金及び設備資金の調達を目的としたものであり、銀行借入、コマーシャルペーパー等により資金調達を行う方針であります。デリバティブについては、外貨建債権債務にかかる為替変動リスクや借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、新規取引発生時に顧客の信用状況に関して社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、必要に応じて保証金や担保を取得するなどの措置を講じております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券については、主に事業に関連する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、リスク管理として、定期的に時価の把握、取引先企業の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金については、1年以内の支払期日であります。

短期借入金については、主に営業取引にかかる資金調達であります。長期借入金については、主に商標権にかかる資金調達であります。これら借入金のうち、一部のものは変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために金利スワップを利用しております。また一部のものは外貨建借入金であり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替の変動リスクを抑制するために通貨スワップを利用しております。

なお、デリバティブについては、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格にもとづく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を適用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。(注2)参照)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	25,478	25,478	
(2)受取手形及び売掛金	55,193		
貸倒引当金	53		
	55,140	55,140	
(3)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,439	1,439	
その他の有価証券	24,753	24,753	
関連会社株式	336	726	390
	26,529	26,919	390
資産計	107,147	107,538	390
(4)支払手形及び買掛金	42,078	42,078	
(5)短期借入金	5,140	5,140	
(6)1年内返済予定の長期借入金	2,416	2,416	
(7)長期借入金	25,087	25,257	169
負債計	74,722	74,892	169
(8)デリバティブ取引()	(11)	(11)	

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金並びに(2)受取手形及び売掛金

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。コマーシャルペーパー、譲渡性預金は、いずれも短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(4)支払手形及び買掛金、(5)短期借入金及び(6)1年内返済予定の長期借入金

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様に新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理の対象とされているものについては、当該金利スワップ及び通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8)デリバティブ取引

デリバティブの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(7)参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式及び関連会社株式	4,803
非上場株式	991
期限付劣後債	500
地方債	0

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	25,478			
受取手形及び売掛金	55,193			
有価証券及び投資有価証券				
(1)満期保有目的の債券				
地方債	0	0		
期限付劣後債			500	
コマーシャルペーパー	1,439			
(2)その他有価証券				
譲渡性預金	9,000			
合計	91,111	0	500	

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額については連結付属明細表「借入金等明細表」を参照ください。

[次へ](#)

(有価証券関係)

(前連結会計年度)

1 その他有価証券(平成22年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	7,560	3,802	3,758
債券	5,999	5,998	0
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	10,403	12,782	2,379
合計	23,963	22,584	1,379

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	654	263	
債券			
合計	654	263	

3 減損処理を行った有価証券(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

当連結会計年度において、有価証券について494百万円(その他有価証券の株式494百万円)減損処理を行っております。

提出会社及び国内連結子会社は、減損処理にあたり、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(当連結会計年度)

1 その他有価証券(平成23年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	7,223	3,605	3,617
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	8,530	12,263	3,733
合計	15,753	15,869	115

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	159	49	0
合計	159	49	0

3 減損処理を行った有価証券(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

当連結会計年度において、有価証券について596百万円(その他有価証券の株式596百万円)減損処理を行っております。

提出会社及び国内連結子会社は、減損処理にあたり、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	長期借入金	479	395	(注) 1
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	2,188		93
合計			2,667	395	93

(注) 1 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2 為替予約に係る時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	9,441	7,108	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	長期借入金	395	312	(注) 1
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,188		11
合計			1,584	312	11

(注) 1 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

2 為替予約に係る時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	7,108	4,775	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

[次へ](#)

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

提出会社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、割増退職金等を支払う場合があります。

主な制度としては、提出会社が加入するライオン企業年金基金があります。また、退職一時金制度は提出会社のほかに11社が有しております。

なお、提出会社においては退職給付信託を設定しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成22年12月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成23年12月31日) (百万円)
イ 退職給付債務	63,247	64,754
ロ 年金資産	40,801	38,746
ハ 未積立退職給付債務(イ + ロ)	22,446	26,007
ニ 未認識数理計算上の差異	16,965	21,804
ホ 未認識過去勤務債務	227	157
ヘ 連結貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ)	5,253	4,046
ト 前払年金費用	14,357	15,107
チ 退職給付引当金(ヘ - ト)	19,610	19,153

前連結会計年度
(平成22年12月31日)

(注) 1 一部の国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

当連結会計年度
(平成23年12月31日)

(注) 1 同左

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) (百万円)
イ 勤務費用(注) 1	1,719	1,640
ロ 利息費用	1,560	1,513
ハ 期待運用収益	823	825
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	1,423	1,533
ホ 過去勤務債務の費用処理額	152	69
ヘ 確定拠出年金への掛金拠出額	80	104
ト 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	4,112	4,035

前連結会計年度
(自 平成22年1月1日
至 平成22年12月31日)

(注) 1 簡便法を採用している場合の退職給付費用
は「イ 勤務費用」に計上しております。

当連結会計年度
(自 平成23年1月1日
至 平成23年12月31日)

(注) 1 同左

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
ロ 割引率	2.5%	2.0%
ハ 期待運用収益率(注) 1	2.0%	2.0%
ニ 数理計算上の差異の処理年数(注) 2	主として16年	主として16年
ホ 過去勤務債務の処理年数(注) 3	5年	5年

前連結会計年度
(自 平成22年1月1日
至 平成22年12月31日)

(注) 1 退職給付信託については、予想配当利回り
としております。

2 発生時における従業員の平均残存勤務期間に
よる定額法により、翌連結会計年度から費
用処理することとしております。

3 発生時における従業員の平均残存勤務期間以
内の一定の年数による定額法により、発生
年度から費用処理しております。

当連結会計年度
(自 平成23年1月1日
至 平成23年12月31日)

(注) 1 同左

2 同左

3 同左

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1 スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費

給料及び手当 21百万円

その他 42百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年3月30日	平成19年3月29日	平成19年12月28日	平成20年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役11名、当社監査役4名、当社従業員(執行役員)10名	当社取締役(社外取締役除く)9名、当社従業員(執行役員)10名	当社従業員(執行役員)6名	当社取締役(社外取締役除く)9名、当社従業員(執行役員)9名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 129,753	普通株式 149,619	普通株式 6,133	普通株式 143,771
付与日	平成18年3月31日	平成19年4月16日	平成20年1月17日	平成20年4月15日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)3	(注)4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	平成20年1月17日から平成50年1月16日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	平成20年4月15日から平成50年4月14日まで
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年12月25日	平成21年3月27日	平成21年12月25日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員(執行役員)8名	当社取締役(社外取締役除く)9名	当社従業員(執行役員)8名	当社取締役(社外取締役除く)8名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 46,817	普通株式 99,781	普通株式 54,890	普通株式 103,778
付与日	平成21年1月15日	平成21年4月15日	平成22年1月13日	平成22年4月15日
権利確定条件	(注)5	(注)6	(注)5	(注)6
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年1月15日から平成51年1月14日まで	平成21年4月15日から平成51年4月14日まで	平成22年1月13日から平成52年1月12日まで	平成22年4月15日から平成52年4月14日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 当社の役員等に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

3 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときは除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。

この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 取締役

当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。

執行役員

当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときは除く。)し、その地位を喪失した日又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。

この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときは除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。

この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。

新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。

この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年3月30日	平成19年3月29日	平成19年12月28日	平成20年3月28日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	50,807	62,765	2,726	114,813
権利確定(株)				
権利行使(株)	5,211	6,785	2,726	25,064
失効(株)				
未行使残(株)	45,596	55,980		89,749
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年12月25日	平成21年3月27日	平成21年12月25日	平成22年3月30日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)			54,890	103,778
失効(株)				
権利確定(株)			54,890	103,778
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	35,113	99,781		
権利確定(株)			54,890	103,778
権利行使(株)	18,907	9,821		
失効(株)				
未行使残(株)	16,206	89,960	54,890	103,778

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年3月30日	平成19年3月29日	平成19年12月28日	平成20年3月28日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	451	451	451	459
公正な評価単価(付与日)(円) (注)		654	450	441
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年12月25日	平成21年3月27日	平成21年12月25日	平成22年3月30日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	451	471		
公正な評価単価(付与日)(円) (注)	460	395	397	421

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションについては記載していません。

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成22年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

会社名	(a) 提出会社	(b) 提出会社
決議年月日	平成21年12月25日	平成22年3月30日
株価変動性(注)1	26.0%	25.9%
予想残存期間(注)2	6年	6年
予想配当(注)3	10円/株	10円/株
無リスク利率(注)4	0.666%	0.677%

(注)1 (a) 6年(平成16年1月13日から平成22年1月13日まで)の株価実績に基づき算定しております。

(b) 6年(平成16年4月15日から平成22年4月15日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 (a) 平成20年12月期期末及び平成21年12月期中間の配当実績によっております。

(b) 平成21年12月期中間及び平成21年12月期期末の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1 スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費
給料及び手当 30百万円
その他 37百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年3月30日	平成19年3月29日	平成20年3月28日	平成20年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役11名、当社監査役4名、当社従業員(執行役員)10名	当社取締役(社外取締役除く)9名、当社従業員(執行役員)10名	当社取締役(社外取締役除く)9名、当社従業員(執行役員)9名	当社従業員(執行役員)8名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 129,753	普通株式 149,619	普通株式 143,771	普通株式 46,817
付与日	平成18年3月31日	平成19年4月16日	平成20年4月15日	平成21年1月15日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)3	(注)4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内、当社取締役会において決定する。	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内、当社取締役会において決定する。	平成20年4月15日から平成50年4月14日まで	平成21年1月15日から平成51年1月14日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年3月27日	平成21年12月25日	平成22年3月30日	平成22年12月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役除く)9名	当社従業員(執行役員)8名	当社取締役(社外取締役除く)8名	当社従業員(執行役員)12名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 99,781	普通株式 54,890	普通株式 103,778	普通株式 83,238
付与日	平成21年4月15日	平成22年1月13日	平成22年4月15日	平成23年1月13日
権利確定条件	(注)5	(注)4	(注)5	(注)4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年4月15日から平成51年4月14日まで	平成22年1月13日から平成52年1月12日まで	平成22年4月15日から平成52年4月14日まで	平成23年1月13日から平成53年1月12日まで

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役除く)8名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 97,575
付与日	平成23年4月18日
権利確定条件	(注)5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年4月18日から平成53年4月17日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 当社の役員等に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

3 取締役

当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。

執行役員

当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。

この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。

この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。

新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。

この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年 3月30日	平成19年 3月29日	平成20年 3月28日	平成20年12月25日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	45,596	55,980	89,749	16,206
権利確定(株)				
権利行使(株)	18,238	23,749	27,742	10,804
失効(株)				
未行使残(株)	27,358	32,231	62,007	5,402

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年 3月27日	平成21年12月25日	平成22年 3月30日	平成22年12月27日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				83,238
失効(株)				5,906
権利確定(株)				77,332
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	89,960	54,890	103,778	
権利確定(株)				77,332
権利行使(株)	21,999	20,858	24,677	1,968
失効(株)				
未行使残(株)	67,961	34,032	79,101	75,364

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年 3月30日
権利確定前	
期首(株)	
付与(株)	97,575
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	97,575
権利確定後	
期首(株)	
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年3月30日	平成19年3月29日	平成20年3月28日	平成20年12月25日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	420	420	419	428
公正な評価単価(付与日)(円) (注)		654	441	460

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年3月27日	平成21年12月25日	平成22年3月30日	平成22年12月27日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	414	423	414	414
公正な評価単価(付与日)(円) (注)	395	397	421	388

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年3月30日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	
公正な評価単価(付与日)(円) (注)	359

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションについては記載しておりません。

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成23年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

会社名	(a) 提出会社	(b) 提出会社
決議年月日	平成22年12月27日	平成23年3月30日
株価変動性(注)1	25.6%	26.1%
予想残存期間(注)2	6年	6年
予想配当(注)3	10円/株	10円/株
無リスク利率(注)4	0.591%	0.642%

(注) 1 (a) 6年(平成17年1月13日から平成23年1月13日まで)の株価実績に基づき算定しております。

(b) 6年(平成17年4月18日から平成23年4月18日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 (a) 平成21年12月期末及び平成22年12月期中間の配当実績によっております。

(b) 平成22年12月期中間及び平成22年12月期末の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年12月31日)	当連結会計年度 (平成23年12月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金 2	貸倒引当金 5
返品調整引当金 236	返品調整引当金 230
販売促進引当金 257	販売促進引当金 237
退職給付引当金 7,694	退職給付引当金 6,848
減損損失 1,782	減損損失 1,643
未払事業税・事業所税 188	未払事業税・事業所税 150
繰越欠損金 2,776	繰越欠損金 1,589
たな卸資産・固定資産の未実現利益 347	たな卸資産・固定資産の未実現利益 270
その他 4,252	その他 4,440
繰延税金資産の小計 17,538	繰延税金資産の小計 15,416
評価性引当額 3,255	評価性引当額 3,196
繰延税金資産の合計 14,283	繰延税金資産の合計 12,219
繰延税金負債	繰延税金負債
租税特別措置法における積立金・準備金 1,763	租税特別措置法における積立金・準備金 1,507
退職給付信託設定益 4,078	退職給付信託設定益 3,567
海外関係会社留保利益の配当に伴う一時差異 321	海外関係会社留保利益の配当に伴う一時差異 343
その他有価証券評価差額金 336	資産除去債務 34
繰延税金負債の合計 6,499	その他有価証券評価差額金 38
繰延税金資産の純額 7,783	繰延税金負債の合計 5,491
	繰延税金資産の純額 6,728
(注) 流動負債のその他の中に繰延税金負債30百万円、固定負債のその他の中に繰延税金負債1,189百万円が含まれております。	(注) 固定負債のその他の中に繰延税金負債956百万円が含まれております。
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。
	3 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率が変更されております。一時差異等の内、平成24年度12月期までに解消が予定されるものは改正前の税率の40.7%、平成25年12月期から平成27年12月期に解消が予定されるものは38.0%、平成28年12月期以降に解消が予定されるものは35.6%となっております。 その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が280百万円増加し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額が同額減少しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)

	ヘルスケア 事業 (百万円)	ハウスホー ルド事業 (百万円)	化学品 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	133,660	165,699	25,065	6,676	331,100		331,100
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	29	195	10,014	6,090	16,329	(16,329)	
計	133,689	165,894	35,079	12,766	347,430	(16,329)	331,100
営業費用	127,226	161,407	36,067	12,192	336,894	(16,293)	320,600
営業利益又は営業損失()	6,462	4,487	988	574	10,536	(36)	10,500
資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出							
資産	103,389	87,755	39,733	5,982	236,860	24,078	260,939
減価償却費	6,992	3,973	942	97	12,005	344	12,349
減損損失	25	29	2	12	70	121	191
資本的支出	2,089	3,490	616	46	6,243	837	7,081

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

事業区分は製品及び販売市場等の類似性等を考慮の上、行っております。

(ヘルスケア事業) 歯磨、歯刷子、ハンドソープ、解熱鎮痛薬、点眼剤、栄養ドリンク剤、殺虫剤

(ハウスホールド事業) 洗濯用洗剤、台所用洗剤、柔軟剤、住居用洗剤、漂白剤

(化学品事業) 油脂活性剤、導電性カーボン

(その他の事業) 建設請負、不動産管理、輸送保管

2 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は35,409百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係わる資産及び繰延税金資産であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	280,890	50,210	331,100		331,100
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	802	1,336	2,139	(2,139)	
計	281,693	51,547	333,240	(2,139)	331,100
営業費用	272,182	50,913	323,095	(2,494)	320,600
営業利益	9,511	633	10,144	355	10,500
資産	206,395	27,877	234,272	26,666	260,939

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
アジア...中国、韓国、タイ
3 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は35,409百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係わる資産及び繰延税金資産であります。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)

	アジア	その他	計
1 海外売上高(百万円)	51,491	1,027	52,519
2 連結売上高(百万円)			331,100
3 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	15.6	0.3	15.9

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 各区分に属する主な国又は地域
(1) アジア...中国、韓国、タイ
(2) その他...欧州、北米、その他
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。国内の関係会社は、製品・サービスの特性に応じて営業活動を行っております。

海外の関係会社は、独立した経営単位であり、地域の特性に応じて営業活動を行っております。

したがって、当社は、事業本部及び会社を基礎とした製品・サービス別及び地域別のセグメントから構成されており、「一般用消費財事業」、「産業用品事業」、「海外事業」の3つの報告セグメントに区分しております。

当社の報告セグメントは、以下のとおりであります。

一般用消費財事業

主に日本において、日用品、一般用医薬品、機能性食品の製造販売及び売買を行っております。

(主要製品) 歯磨、歯刷子、ハンドソープ、解熱鎮痛薬、点眼剤、栄養ドリンク剤、殺虫剤

洗濯用洗剤、台所用洗剤、柔軟剤、住居用洗剤、漂白剤、ペット用品

産業用品事業

主に日本及び海外諸地域に対する化学品原料、業務用品等の製造販売及び売買を行っております。

(主要製品) 油脂活性剤、導電性カーボン、業務用洗浄剤

海外事業

海外の関係会社において、主に日用品の製造販売及び売買を行っております。

その他

日本において当社の子会社が、主に当社グループの各事業に関連した事業を行っております。

(主要製品及びサービス) 建設請負、不動産管理、輸送保管、人材派遣

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

なお、セグメント間の取引価格及び振替価格は、原則として市場価格、取引先の総原価及び当社の希望価格に基づいて交渉の上、決定しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

(百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	一般消費 財事業	産業用品 事業	海外事業				
売上高							
外部顧客への売上高	243,836	30,792	50,210	6,261	331,100		331,100
セグメント間の内部 売上高又は振替高 (注) 1	20,336	19,599	2,765	22,126	64,828	64,828	
計	264,172	50,392	52,975	28,388	395,929	64,828	331,100
セグメント利益	8,019	700	616	955	10,291	208	10,500
セグメント資産	116,211	39,099	27,985	21,304	204,601	56,337	260,939
その他の項目							
減価償却費	9,224	1,548	942	288	12,004	345	12,349
持分法適用会社への 投資額	2,762	831	222	1,614	5,431	124	5,306
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,092	1,085	955	1,500	7,633	551	7,081

(注) 1 報告セグメント内の内部取引を含んでおります。

2 (1)セグメント利益の調整額208百万円は、内部取引消去額等であります。

(2)セグメント資産の調整額は、内部取引消去額等56,103百万円()及び、各報告セグメントに配分していない全社資産の金額112,441百万円(+)が含まれております。

全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社の金融資産(現金及び預金、有価証券、投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

(3)減価償却費の調整額は、全社資産及び内部取引消去に係る減価償却費であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

(百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	一般用消費 財事業	産業用品 事業	海外事業				
売上高							
外部顧客への売上高	241,234	31,016	51,018	4,231	327,500		327,500
セグメント間の内部 売上高又は振替高 (注) 1	21,147	21,394	2,738	22,152	67,433	67,433	
計	262,381	52,410	53,757	26,384	394,934	67,433	327,500
セグメント利益	8,760	429	790	771	10,750	418	11,169
セグメント資産	119,040	39,743	28,824	19,828	207,436	41,836	249,272
その他の項目							
減価償却費	9,134	1,519	872	268	11,794	214	12,009
持分法適用会社への 投資額	2,645	640	231	1,706	5,223	88	5,135
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,479	910	1,850	127	7,367	1,001	8,368

(注) 1 報告セグメント内の内部取引を含んでおります。

2 (1)セグメント利益の調整額418百万円は、内部取引消去額等であります。

(2)セグメント資産の調整額は、内部取引消去額等62,935百万円()及び、各報告セグメントに配分していない全社資産の金額104,771百万円(+)が含まれております。

全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社の金融資産(現金及び預金、有価証券、投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

(3)減価償却費の調整額は、全社資産及び内部取引消去に係る減価償却費であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	ヘルスケア	ハウスホールド	化学品	その他	合計
外部顧客への売上高	136,450	159,933	26,382	4,734	327,500

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
273,923	52,253	1,324	327,500

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	合計
49,653	8,850	58,503

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)P a l t a c	62,528	一般用消費財事業、産業用品事業
(株)あらた	61,573	一般用消費財事業、産業用品事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額	合計
	一般用消費財事業	産業用品事業	海外事業				
減損損失	20	18			39		39

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額	合計
	一般用消費財事業	産業用品事業	海外事業				
当期償却額			146		146		146
当期末残高			384		384		384

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連 会社	ライオン・ アクゾ(株)	三重県 四日市市	1,000	脂肪酸窒素 誘導体等の 製造販売	直接 50.0	脂肪酸窒素 誘導体等の 購入	脂肪酸窒素 誘導体等の 購入	6,497	買掛金	2,862

(注) 1 取引条件ないし取引条件の決定方法等

取引金額については、原則として市場価格、取引先の総原価及び当社の希望価格に基づいて交渉の上、決定しております。

2 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、債務の金額には消費税等を含んでおります。

3 役員の兼務の状況につきましては、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連 会社	ライオン・ アクゾ(株)	三重県 四日市市	1,000	脂肪酸窒素 誘導体等の 製造販売	直接 50.0	脂肪酸窒素 誘導体等の 購入	脂肪酸窒素 誘導体等の 購入	6,802	買掛金	2,753

(注) 1 取引条件ないし取引条件の決定方法等

取引金額については、原則として市場価格、取引先の総原価及び当社の希望価格に基づいて交渉の上、決定しております。

2 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、債務の金額には消費税等を含んでおります。

3 役員の兼務の状況につきましては、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
1株当たり純資産額	382円18銭	1株当たり純資産額	380円11銭
1株当たり当期純利益	22円41銭	1株当たり当期純利益	15円18銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	22円37銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	15円16銭

算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	当連結会計年度末 (平成23年12月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	105,760	105,252
普通株式に係る純資産額(百万円)	102,601	102,049
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	173	180
少数株主持分	2,984	3,023
普通株式の発行済株式数(千株)	299,115	299,115
普通株式の自己株式数(千株)	30,647	30,645
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	268,467	268,469

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	6,041	4,077
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	6,041	4,077
普通株式の期中平均株式数(千株)	269,622	268,526
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)	440	500
(うちストックオプション)(千株)	(440)	(500)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に含めなかった潜在株式の 概要		

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)

(東北地方太平洋沖地震による被害の発生について)

平成23年 3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、当社及び連結子会社の一部事業所等において、被害が発生いたしました。

(1) 被害の状況

当該災害により被害を受けた資産は、たな卸資産、建物、機械装置等の一部であります。
なお、人的被害はありません。

イ 被害を受けた主な事業所等

仙台流通センター（宮城県仙台市）等、東北・関東地方の当社グループ一部物流拠点
当社千葉工場（千葉県市原市）
当社福島研究所（福島県西白河郡）
ライオンケミカル(株)ファインケミカル事業所（茨城県神栖市）
ライオンパッケージング(株)福島工場（福島県西白河郡）

ロ 損害額

当該災害による直接的な物的損害額は、算定中であり現時点では確定しておりません。

(2) 当該災害が事業等に及ぼす影響

仙台流通センター等の一部の事業所等は本報告書提出日現在で操業を停止しており、被害状況の把握並びに復旧に向けた作業を行っております。復旧の見通し及び今後の営業活動等に及ぼす影響は現時点では未確定であります。

当連結会計年度(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	7,773	5,140	3.19	
1年以内に返済予定の長期借入金	6,166	2,416	1.52	
1年以内に返済予定のリース債務	250	138		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	27,504	25,087	2.07	平成25年1月～ 平成28年8月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	279	178		平成25年1月～ 平成30年2月
その他有利子負債 長期預り金 (固定負債「その他」)	3,542	3,403	1.57	
合計	45,517	36,365		

- (注) 1 平均利率の算定については、借入金の平均残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表上に計上しているため、記載しておりません。
3 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金 (百万円)	2,416	22,466	116	87
リース債務 (百万円)	93	48	24	8

- 3 その他有利子負債の「長期預り金」は、取引先からの信託金であります。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末及び直前連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当該各連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	第2四半期 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	第3四半期 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	第4四半期 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
売上高(百万円)	65,703	85,776	81,749	94,271
税金等調整前四半期純 利益金額又は四半期純 損失金額() (百万 円)	4,139	4,865	1,386	5,667
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額 () (百万円)	2,725	2,773	844	3,185
1株当たり四半期純利 益金額又は四半期純損 失金額() (円)	10.15	10.33	3.14	11.87

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第150期 (平成22年12月31日)	第151期 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,793	22,922
受取手形	1, 2 4,237	1, 2 5,564
売掛金	1 33,819	1 35,950
有価証券	20,999	9,000
商品及び製品	14,374	16,462
仕掛品	786	722
原材料及び貯蔵品	2,915	3,822
前払費用	343	424
繰延税金資産	4,378	3,599
その他	1 1,113	1 1,350
貸倒引当金	91	26
流動資産合計	102,671	99,792
固定資産		
有形固定資産		
建物	40,561	40,670
減価償却累計額	28,852	29,703
建物（純額）	11,709	10,966
構築物	6,530	6,567
減価償却累計額	5,441	5,545
構築物（純額）	1,089	1,022
機械及び装置	89,616	90,212
減価償却累計額	80,047	81,417
機械及び装置（純額）	9,569	8,795
車両運搬具	437	427
減価償却累計額	365	381
車両運搬具（純額）	71	46
工具、器具及び備品	16,031	16,656
減価償却累計額	13,782	14,444
工具、器具及び備品（純額）	2,248	2,211
土地	10,502	10,502
リース資産	669	519
減価償却累計額	348	335
リース資産（純額）	321	183
建設仮勘定	549	1,040
有形固定資産合計	36,061	34,768
無形固定資産		
特許権	110	53
商標権	22,885	18,967
ソフトウェア	55	383
その他	785	1,440
無形固定資産合計	23,838	20,845

	第150期 (平成22年12月31日)	第151期 (平成23年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	18,461	16,231
関係会社株式	20,027	22,195
関係会社出資金	663	2,115
関係会社長期貸付金	5,380	5,480
長期前払費用	106	142
前払年金費用	14,357	15,107
繰延税金資産	3,131	2,571
その他	412	368
貸倒引当金	120	220
投資その他の資産合計	62,419	63,991
固定資産合計	122,319	119,605
資産合計	224,991	219,398
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,469	1,594
買掛金	34,736	34,902
1年内返済予定の長期借入金	6,050	2,300
リース債務	175	83
未払金	4,126	4,348
未払費用	27,301	27,796
未払法人税等	167	150
預り金	8,595	8,866
賞与引当金	1,419	1,452
返品調整引当金	578	562
販売促進引当金	463	430
役員賞与引当金	105	92
その他	0	38
流動負債合計	85,187	82,618
固定負債		
長期借入金	26,950	24,650
リース債務	146	100
退職給付引当金	17,500	16,989
役員退職慰労引当金	144	110
長期預り金	2,963	2,821
資産除去債務	-	447
固定負債合計	47,704	45,119
負債合計	132,892	127,738

	第150期 (平成22年12月31日)	第151期 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	34,433	34,433
資本剰余金		
資本準備金	31,499	31,499
資本剰余金合計	31,499	31,499
利益剰余金		
利益準備金	5,551	5,551
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	627	598
配当積立金	2,365	2,365
研究開発積立金	830	830
別途積立金	18,280	18,280
繰越利益剰余金	14,240	15,147
利益剰余金合計	41,894	42,771
自己株式	16,670	16,653
株主資本合計	91,157	92,051
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	766	571
評価・換算差額等合計	766	571
新株予約権	173	180
純資産合計	92,098	91,660
負債純資産合計	224,991	219,398

【損益計算書】

(単位：百万円)

	第150期 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	第151期 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
売上高		
商品売上高	94,881	96,533
製品売上高	160,878	156,589
売上高合計	255,760	253,122
売上原価		
商品期首たな卸高	4,850	4,352
当期商品仕入高	¹ 42,673	¹ 45,427
合計	47,523	49,779
商品他勘定振替高	² 1,557	² 2,278
商品期末たな卸高	4,352	5,362
商品売上原価	41,614	42,138
製品期首たな卸高	8,479	10,022
当期製品製造原価	¹ 63,433	¹ 61,464
合計	71,913	71,486
製品他勘定振替高	² 1,345	² 1,747
製品期末たな卸高	10,022	11,100
製品売上原価	60,545	58,638
売上総利益	153,600	152,345
返品調整引当金繰入額	578	562
返品調整引当金戻入額	756	578
差引売上総利益	153,778	152,361
販売費及び一般管理費		
販売手数料	17,621	17,586
販売促進引当金繰入額	463	430
販売促進費	56,903	54,097
運送費及び保管費	10,245	10,414
広告宣伝費	18,732	19,339
給料及び手当	8,024	8,017
退職給付費用	2,831	2,806
役員賞与引当金繰入額	105	92
減価償却費	4,488	4,336
研究開発費	³ 8,283	³ 8,309
その他	19,935	20,196
販売費及び一般管理費合計	147,635	145,627
営業利益	6,142	6,734

	第150期 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	第151期 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
営業外収益		
受取利息	97	80
有価証券利息	21	33
受取配当金	1 2,011	1 2,708
受取手数料	58	57
受取ロイヤリティー	1 535	1 544
雑収入	225	158
営業外収益合計	2,950	3,582
営業外費用		
支払利息	1 884	1 773
貸倒引当金繰入額	166	35
為替差損	33	53
たな卸資産処分損	-	154
雑損失	206	26
営業外費用合計	1,291	1,043
経常利益	7,802	9,272
特別利益		
営業譲渡益	-	50
投資有価証券売却益	263	49
固定資産処分益	1,372	-
特別利益合計	1,635	99
特別損失		
災害による損失	-	5 2,704
投資有価証券評価損	494	596
固定資産処分損	4 436	4 339
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	182
減損損失	6 179	6 21
その他	19	323
特別損失合計	1,130	4,166
税引前当期純利益	8,307	5,205
法人税、住民税及び事業税	41	40
法人税等調整額	2,417	1,579
法人税等合計	2,458	1,620
当期純利益	5,848	3,585

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	第150期 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		第151期 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		47,107	75.3	45,668	75.7
労務費		4,803	7.7	4,603	7.6
経費		10,664	17.0	10,073	16.7
(うち減価償却費)		(3,852)	(6.2)	(3,711)	(6.2)
(うち外注加工費)		(1,528)	(2.4)	(1,517)	(2.5)
(うち電力料)		(620)	(1.0)	(592)	(1.0)
(うち役員委託料)		(2,525)	(4.0)	(2,301)	(3.8)
当期総製造費用		62,574	100.0	60,345	100.0
期首仕掛品たな卸高		855		786	
他勘定よりの振替高		850		1,112	
計		64,279		62,244	
他勘定への振替高		59		58	
期末仕掛品たな卸高		786		722	
当期製品製造原価		63,433		61,464	

- (注) 1 労務費のうち、第150期は退職給付費用381百万円、第151期は退職給付費用360百万円であります。
2 原価計算の方法は組別工程別総合標準原価計算であり、期末において原価差額を調整しております。
原価差額配賦内訳は次のとおりであります。

配賦項目	第150期 (百万円)	第151期 (百万円)
製品売上原価	2,842	1,273
たな卸製品原価	505	177
その他	36	10

- 3 他勘定振替高の主なものは、製品勘定より仕掛品勘定への受入れ及び経費使用による払出しの額であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第150期 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	第151期 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	34,433	34,433
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	34,433	34,433
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	31,499	31,499
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	31,499	31,499
資本剰余金合計		
前期末残高	31,499	31,499
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	31,499	31,499
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	5,551	5,551
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	5,551	5,551
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金		
前期末残高	662	627
当期変動額		
圧縮記帳積立金の取崩	35	29
当期変動額合計	35	29
当期末残高	627	598
配当積立金		
前期末残高	2,365	2,365
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,365	2,365
研究開発積立金		
前期末残高	830	830
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	830	830

	第150期 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	第151期 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
別途積立金		
前期末残高	18,280	18,280
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	18,280	18,280
繰越利益剰余金		
前期末残高	11,071	14,240
当期変動額		
剰余金の配当	2,703	2,685
当期純利益	5,848	3,585
自己株式の処分	11	23
圧縮記帳積立金の取崩	35	29
当期変動額合計	3,169	906
当期末残高	14,240	15,147
利益剰余金合計		
前期末残高	38,760	41,894
当期変動額		
剰余金の配当	2,703	2,685
当期純利益	5,848	3,585
自己株式の処分	11	23
圧縮記帳積立金の取崩	-	-
当期変動額合計	3,133	877
当期末残高	41,894	42,771
自己株式		
前期末残高	15,851	16,670
当期変動額		
自己株式の取得	875	79
自己株式の処分	56	96
当期変動額合計	818	16
当期末残高	16,670	16,653
株主資本合計		
前期末残高	88,842	91,157
当期変動額		
剰余金の配当	2,703	2,685
当期純利益	5,848	3,585
自己株式の取得	875	79
自己株式の処分	44	73
当期変動額合計	2,315	893
当期末残高	91,157	92,051

	第150期 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	第151期 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	652	766
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	113	1,338
当期変動額合計	113	1,338
当期末残高	766	571
評価・換算差額等合計		
前期末残高	652	766
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	113	1,338
当期変動額合計	113	1,338
当期末残高	766	571
新株予約権		
前期末残高	138	173
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35	6
当期変動額合計	35	6
当期末残高	173	180
純資産合計		
前期末残高	89,634	92,098
当期変動額		
剰余金の配当	2,703	2,685
当期純利益	5,848	3,585
自己株式の取得	875	79
自己株式の処分	44	73
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	149	1,331
当期変動額合計	2,464	437
当期末残高	92,098	91,660

【重要な会計方針】

項目	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	第151期 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	a 満期保有目的の債券...償却原価法 (定額法) b 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法 c その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	a 満期保有目的の債券...同左 b 子会社株式及び関連会社株式 ...同左 c その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	a 商品、製品 先入先出法による原価法(貸借 対照表価額については収益性の 低下による簿価切下げの方法) b 原材料、仕掛品、貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対 照表価額については収益性の低下 による簿価切下げの方法)	a 商品、製品 同左 b 原材料、仕掛品、貯蔵品 同左
3 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産(リース資産を除く) 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりで あります。 建物及び構築物 3年~50年 機械及び装置 8年、9年 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 なお、ソフトウェア(自社利用分)につ いては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取 引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法	有形固定資産(リース資産を除く) 同左 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 リース資産 同左
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は期末日の直物為 替相場により円貨に換算し、換算差額 は損益として処理しております。	同左

項目	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	第151期 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左
	(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左
	(3) 返品調整引当金 商品・製品の期末日後の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。	(3) 返品調整引当金 同左
	(4) 販売促進引当金 当期売上にかかわる割戻金等の将来の支払いに充てるため、代理店・販売店への当期売上高に対して取引契約に基づく割戻金等の支払見積額を計上しております。	(4) 販売促進引当金 同左
	(5) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。	(5) 役員賞与引当金 同左
	(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により発生年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌期から費用処理することとしております。	(6) 退職給付引当金 同左
	(7) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末支給見積額を計上しております。 なお、株式報酬型ストックオプションの導入に伴い、平成18年3月30日以降新たな引当を停止しております。	(7) 役員退職慰労引当金 同左

項目	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	第151期 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)				
6 ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">ヘッジ手段</td> <td style="text-align: center;">ヘッジ対象</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金利スワップ</td> <td style="text-align: center;">借入金の金利</td> </tr> </table> <p>ヘッジ方針 主として社内管理制度にもとづき、当社経理部にて為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	金利スワップ	借入金の金利	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p>
ヘッジ手段	ヘッジ対象					
金利スワップ	借入金の金利					
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。	同左				

【重要な会計方針の変更】

第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	第151期 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
<p>(退職給付に係る会計基準)</p> <p>当事業年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。これに伴う、当事業年度の損益に与える影響はありません。</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ30百万円減少し、税引前当期純利益は220百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

第150期 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	第151期 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
(損益計算書) 前事業年度まで営業外費用に区分掲記しておりました「たな卸資産処分損」については、重要性がなくなったため、当事業年度より営業外費用の「雑損失」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「たな卸資産処分損」は、123百万円であります。	(損益計算書) 前事業年度まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「たな卸資産処分損」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の営業外費用の「雑損失」に含まれる「たな卸資産処分損」は、123百万円であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第150期 (平成22年12月31日)		第151期 (平成23年12月31日)																																			
1 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。		1 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。																																			
受取手形及び売掛金	3,522百万円	受取手形及び売掛金	3,914百万円																																		
その他流動資産	520	その他流動資産	430																																		
支払手形及び買掛金	13,372	支払手形及び買掛金	13,494																																		
未払金	2,259	未払金	2,299																																		
未払費用	5,259	未払費用	5,356																																		
預り金	8,385	預り金	8,630																																		
2 当事業年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当事業年度末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。		2 当事業年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当事業年度末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。																																			
受取手形	937百万円	受取手形	1,152百万円																																		
支払手形	381百万円	支払手形	343百万円																																		
3 偶発債務 保証債務		3 偶発債務 保証債務																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保証先</th> <th>保証債務額</th> </tr> <tr> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>獅王工業股? 有限公司</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>獅王日用化工(青島)有限公司</td> <td>383</td> </tr> <tr> <td>CJライオン(株)</td> <td>1,213</td> </tr> <tr> <td>ピーティーライオンウイングス</td> <td>1,811</td> </tr> <tr> <td>ライオンエコケミカルズ有限公司</td> <td>2,339</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,095</td> </tr> </tbody> </table>		保証先	保証債務額	金額 (百万円)	獅王工業股? 有限公司	250	獅王日用化工(青島)有限公司	383	CJライオン(株)	1,213	ピーティーライオンウイングス	1,811	ライオンエコケミカルズ有限公司	2,339	従業員	96	計	6,095	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保証先</th> <th>保証債務額</th> </tr> <tr> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>獅王工業股? 有限公司</td> <td>308</td> </tr> <tr> <td>獅王日用化工(青島)有限公司</td> <td>368</td> </tr> <tr> <td>CJライオン(株)</td> <td>957</td> </tr> <tr> <td>ピーティーライオンウイングス</td> <td>1,811</td> </tr> <tr> <td>ライオンエコケミカルズ有限公司</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,583</td> </tr> </tbody> </table>		保証先	保証債務額	金額 (百万円)	獅王工業股? 有限公司	308	獅王日用化工(青島)有限公司	368	CJライオン(株)	957	ピーティーライオンウイングス	1,811	ライオンエコケミカルズ有限公司	1,080	従業員	57	計	4,583
保証先	保証債務額																																				
	金額 (百万円)																																				
獅王工業股? 有限公司	250																																				
獅王日用化工(青島)有限公司	383																																				
CJライオン(株)	1,213																																				
ピーティーライオンウイングス	1,811																																				
ライオンエコケミカルズ有限公司	2,339																																				
従業員	96																																				
計	6,095																																				
保証先	保証債務額																																				
	金額 (百万円)																																				
獅王工業股? 有限公司	308																																				
獅王日用化工(青島)有限公司	368																																				
CJライオン(株)	957																																				
ピーティーライオンウイングス	1,811																																				
ライオンエコケミカルズ有限公司	1,080																																				
従業員	57																																				
計	4,583																																				
(注) 上記保証債務は保証先の借入金に対するものであります。		(注) 上記保証債務は保証先の借入金に対するものであります。																																			
4 輸出手形買取未決済高	2百万円	4 輸出手形買取未決済高	0百万円																																		

(損益計算書関係)

第150期 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	第151期 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)																
<p>1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕入高</td> <td style="text-align: right;">34,729百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">1,615</td> </tr> <tr> <td>受取ロイヤリティー</td> <td style="text-align: right;">516</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">131</td> </tr> </table>	仕入高	34,729百万円	受取配当金	1,615	受取ロイヤリティー	516	支払利息	131	<p>1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕入高</td> <td style="text-align: right;">35,887百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">2,262</td> </tr> <tr> <td>受取ロイヤリティー</td> <td style="text-align: right;">557</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">122</td> </tr> </table>	仕入高	35,887百万円	受取配当金	2,262	受取ロイヤリティー	557	支払利息	122
仕入高	34,729百万円																
受取配当金	1,615																
受取ロイヤリティー	516																
支払利息	131																
仕入高	35,887百万円																
受取配当金	2,262																
受取ロイヤリティー	557																
支払利息	122																
<p>2 他勘定振替高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 仕掛品勘定へ振替</td> <td style="text-align: right;">850百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 販売費及び一般管理費他へ振替</td> <td style="text-align: right;">2,052</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,902</td> </tr> </table>	(1) 仕掛品勘定へ振替	850百万円	(2) 販売費及び一般管理費他へ振替	2,052	計	2,902	<p>2 他勘定振替高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 仕掛品勘定へ振替</td> <td style="text-align: right;">1,112百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 販売費及び一般管理費他へ振替</td> <td style="text-align: right;">2,914</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,026</td> </tr> </table>	(1) 仕掛品勘定へ振替	1,112百万円	(2) 販売費及び一般管理費他へ振替	2,914	計	4,026				
(1) 仕掛品勘定へ振替	850百万円																
(2) 販売費及び一般管理費他へ振替	2,052																
計	2,902																
(1) 仕掛品勘定へ振替	1,112百万円																
(2) 販売費及び一般管理費他へ振替	2,914																
計	4,026																
<p>3 一般管理費に含まれる研究開発費は、8,283百万円です。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。</p>	<p>3 一般管理費に含まれる研究開発費は、8,309百万円です。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。</p>																
<p>4 このうちの主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械及び装置処分損</td> <td style="text-align: right;">35百万円</td> </tr> <tr> <td>撤去費等</td> <td style="text-align: right;">367百万円</td> </tr> </table>	機械及び装置処分損	35百万円	撤去費等	367百万円	<p>4 このうちの主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物処分損</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置処分損</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> </tr> <tr> <td>撤去費等</td> <td style="text-align: right;">236百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物処分損	50百万円	機械及び装置処分損	43百万円	撤去費等	236百万円						
機械及び装置処分損	35百万円																
撤去費等	367百万円																
建物及び構築物処分損	50百万円																
機械及び装置処分損	43百万円																
撤去費等	236百万円																
<p>5</p>	<p>5 東日本大震災に関連する損失について、たな卸資産の滅失損失及び廃棄費用789百万円、建物、設備等の原状回復費用629百万円など、当事業年度において2,704百万円を特別損失の「災害による損失」に計上しております。</p>																
<p>6 減損損失 当事業年度において、重要な減損損失はありません。なお、内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">土地（遊休資産）等</td> <td style="text-align: right;">179百万円</td> </tr> </table>	土地（遊休資産）等	179百万円	<p>6 減損損失 当事業年度において、重要な減損損失はありません。</p>														
土地（遊休資産）等	179百万円																

(株主資本等変動計算書関係)

第150期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	28,817,278	1,932,600	102,528	30,647,350

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

会社法第797条第1項に基づく反対株主の株式買取請求による増加 1,535,000株

単元未満株式の買取り請求による増加 397,600株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 34,014株

ストックオプションの行使による減少 68,514株

第151期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	30,647,350	176,333	177,751	30,645,932

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り請求による増加 176,333株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 27,716株

ストックオプションの行使による減少 150,035株

(リース取引関係)

第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	第151期 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
1 ファイナンス・リース取引(借主側) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	1 ファイナンス・リース取引(借主側) 同 左
2 オペレーティング・リース取引(借主側) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	2 オペレーティング・リース取引(借主側) 同 左

(有価証券関係)

第150期(平成22年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式			
(2) 関連会社株式	69	646	576
計	69	646	576

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式	18,796
(2) 関連会社株式	1,161
計	19,957

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものがあります。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

第151期(平成23年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式			
(2) 関連会社株式	69	726	656
計	69	726	656

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式	20,964
(2) 関連会社株式	1,161
計	22,125

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものがあります。

(税効果会計関係)

第150期 (平成22年12月31日)	第151期 (平成23年12月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金 85	貸倒引当金 84
返品調整引当金 235	返品調整引当金 228
販売促進引当金 188	販売促進引当金 175
退職給付引当金 6,971	退職給付引当金 6,093
減損損失 1,765	減損損失 1,633
未払事業税・事業所税 82	未払事業税・事業所税 73
繰越欠損金 2,608	繰越欠損金 1,427
その他 3,602	その他 3,698
繰延税金資産の小計 15,540	繰延税金資産の小計 13,414
評価性引当金 3,243	評価性引当金 3,194
繰延税金資産の合計 12,297	繰延税金資産の合計 10,219
繰延税金負債	繰延税金負債
租税特別措置法における積立金・準備金 430	租税特別措置法における積立金・準備金 359
退職給付信託設定益 4,078	退職給付信託設定益 3,567
その他有価証券評価差額金 279	資産除去債務 84
繰延税金負債の合計 4,788	その他有価証券評価差額金 38
繰延税金資産の純額 7,509	繰延税金負債の合計 4,049
	繰延税金資産の純額 6,170
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (単位：%)	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (単位：%)
法定実効税率 40.7	法定実効税率 40.7
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.0	交際費等永久に損金に算入されない項目 3.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 8.3	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 19.2
投資有価証券評価損等 スケジューリング不能な項目 5.1	税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 4.4
その他 1.3	投資有価証券評価損等 スケジューリング不能な項目 7.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.6	その他 2.4
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 31.1
	3 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率が変更されております。一時差異等の内、平成24年度12月期までに解消が予定されるものは改正前の税率の40.7%、平成25年12月期から平成27年12月期に解消が予定されるものは38.0%、平成28年12月期以降に解消が予定されるものは35.6%となっております。 その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が226百万円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が同額減少しております。

(資産除去債務関係)

第151期(平成23年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第150期 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		第151期 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
1株当たり純資産額	342円40銭	1株当たり純資産額	340円75銭
1株当たり当期純利益	21円69銭	1株当たり当期純利益	13円35銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	21円66銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	13円33銭

算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第150期 (平成22年12月31日)	第151期 (平成23年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	92,098	91,660
普通株式に係る純資産額(百万円)	91,924	91,480
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	173	180
普通株式の発行済株式数(千株)	299,115	299,115
普通株式の自己株式数(千株)	30,647	30,645
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	268,467	268,469

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	第150期 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	第151期 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	5,848	3,585
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	5,848	3,585
普通株式の期中平均株式数(千株)	269,622	268,526
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)	440	500
(うちストックオプション)(千株)	(440)	(500)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に含めなかった潜在株式の 概要		

(重要な後発事象)

第150期(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

(東北地方太平洋沖地震による被害の発生について)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、当社の一部事業所等において、被害が発生いたしました。

(1) 被害の状況

当該災害により被害を受けた資産は、たな卸資産、建物、機械装置等の一部であります。
なお、人的被害はありません。

イ 被害を受けた主な事業所等

仙台流通センター(宮城県仙台市)等、東北・関東地方の当社一部物流拠点
当社千葉工場(千葉県市原市)
当社福島研究所(福島県西白河郡)

ロ 被害額

当該災害による直接的な物的損害額は、算定中であり現時点では確定しておりません。

(2) 当該災害が事業等に及ぼす影響

仙台流通センター等の一部の事業所等は本報告書提出日現在で操業を停止しており、被害状況の把握並びに復旧に向けた作業を行っております。復旧の見通し及び今後の営業活動等に及ぼす影響は現時点では未確定であります。

第151期(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	サハパタナピブル パブリック カンパニーリミテッド	32,188,333	2,484
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	7,030,000	2,298
		(株)メディバルホールディングス	949,707	763
		(株)セブン&アイ ホールディングス	320,139	686
		(株)あらた	3,607,655	627
		サハパタナ インターホールディング パブリックカンパニーリミテッド	10,000,000	568
		旭化成(株)	1,123,359	521
		レンゴー(株)	913,000	490
		(株)フジ・メディア・ホールディングス	3,564	415
		(株)P a l t a c	404,600	399
		東洋製罐(株)	373,010	391
		王子製紙(株)	982,000	387
		(株)日本触媒	467,000	386
		高砂香料工業(株)	1,005,014	358
その他(125銘柄)	23,899,573	4,949		
計		83,266,954	15,730	

【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	その他有価 証券	譲渡性預金	9,000	9,000
		小計	9,000	9,000
投資 有価証券	満期保有 目的の債券	地方債	0	0
		ピーティーエム(キュラソー) ホールディングスエヌ・ヴィ・ユーロ 円建期限付劣後債	500	500
		小計	500	500
計		9,500	9,500	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高(百万円)
有形固定資産							
建物	40,561	545	436 (216)	40,670	29,703	1,018	10,966
構築物	6,530	108	72 (6)	6,567	5,545	166	1,022
機械及び装置	89,616	2,178	1,581 (16)	90,212	81,417	2,888	8,795
車両運搬具	437	6	16 (0)	427	381	30	46
工具、器具及び備品	16,031	1,050	425 (1)	16,656	14,444	1,078	2,211
土地	10,502			10,502			10,502
リース資産	669	40	190	519	335	177	183
建設仮勘定	549	4,260	3,769	1,040			1,040
有形固定資産計	164,899	8,189	6,492 (240)	166,595	131,827	5,360	34,768
無形固定資産							
特許権	462	0		463	409	57	53
商標権	39,199			39,199	20,231	3,917	18,967
ソフトウェア	1,632	422		2,054	1,670	94	383
その他	1,211	1,082	422	1,871	430	4	1,440
無形固定資産計	42,506	1,505	422	43,588	22,742	4,074	20,845
長期前払費用	291	128	143	275	133	91	142
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 1 当期増加額の主なもの

建物	明石工場	工場棟設備更新	22
	大阪工場	工場棟設備更新	22
機械及び装置	大阪工場	液体洗剤生産能力増強	496
工具、器具及び備品	平井地区	研究機器更新	91
建設仮勘定	千葉工場	液体洗剤設備増強	404

2 当期減少額の主なもの

建物	福島地区	研究所移設に伴う除却	41
機械及び装置	千葉工場	柔軟剤装置除却	20

3 なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額及び災害による損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	211	106		(注) 1 71	246
賞与引当金	1,419	1,452	1,419		1,452
返品調整引当金	578	562		(注) 2 578	562
販売促進引当金	463	430	463		430
役員退職慰労引当金	144		33		110
役員賞与引当金	105	92	105		92

(注) 1 債権の回収又は回収可能性の見直しによる取崩額及び一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
 2 洗替による当期取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(a) 流動資産

(イ)現金及び預金

内訳	金額(百万円)
現金	3
預金	
当座預金	4,522
普通預金	16,726
通知預金	100
定期預金	1,500
その他の預金	69
計	22,918
合計	22,922

(ロ)受取手形

a 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
アルフレッサ ヘルスケア(株)	1,486
丹平中田(株)	917
(株)東京堂	705
(株)リードヘルスケア	288
小松屋(株)	203
その他	1,962
合計	5,564

b 期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成24年1月期日	2,990
平成24年2月期日	1,206
平成24年3月期日	1,303
平成24年4月期日	54
平成24年5月期日	10
合計	5,564

(注) 平成24年1月期日には当事業年度末日満期手形 1,152 百万円が含まれております。

(八)売掛金

a 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)P a l t a c	10,790
(株)あらた	6,820
ライオン歯科材(株)	1,925
アルフレッサ ヘルスケア(株)	1,309
(株)大木	1,289
その他	13,815
合計	35,950

b 滞留状況

期間	前期末残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間
自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	33,819	265,031	262,899	35,950	87.97	1.58ヵ月

(注) 1 「当期回収高」には、回収の都度品代請求額と相殺した歩引額を含んでおります。

2 算出方法

$$\text{回収率} = \frac{\text{当期回収高}}{(\text{前期末売掛金残高} + \text{当期発生高})} \times 100$$

$$\text{滞留期間} = \frac{(\text{前期末売掛金残高} + \text{当期末売掛金残高}) \div 2}{\text{当期発生高} \div 12}$$

3 金額は、消費税等を含んでおります。

(二)商品及び製品

内訳	金額(百万円)
商品	
ハウスホールド品	1,480
オーラルケア品	559
ビューティケア品	773
薬品	1,320
化学品	1,228
計	5,362
製品	
ハウスホールド品	7,604
オーラルケア品	1,937
ビューティケア品	1,245
薬品	289
化学品	24
計	11,100
合計	16,462

(ホ)仕掛品

内訳	金額(百万円)
千葉工場	127
小田原工場	164
大阪工場	93
明石工場	249
プロダクションセンター	87
合計	722

(ヘ)原材料及び貯蔵品

内訳	金額(百万円)
原材料	
原料	2,587
包装材料	240
計	2,827
貯蔵品	
販売促進材料	649
その他	345
計	994
合計	3,822

(b) 固定資産

(イ) 商標権

内訳	金額(百万円)
パファリン等商標権	16,980
その他	1,987
合計	18,967

(ロ) 関係会社株式

関係会社名	金額(百万円)
ライオンケミカル(株)	7,800
ライオンエコケミカルズ有限公司	5,264
CJライオン(株)	3,803
泰国獅王企業有限公司	758
獅王企業(シンガポール)有限公司	739
その他	3,828
合計	22,195

(ハ) 関係会社長期貸付金

関係会社名	金額(百万円)
ライオンケミカル(株)	4,700
一方社油脂工業(株)	600
(株)イシュア	180
合計	5,480

(二) 前払年金費用

内訳	金額(百万円)
確定給付型企業年金に係る前払年金費用	15,107
合計	15,107

(c) 流動負債

(イ) 支払手形

a 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)アドフレックス・コミュニケーションズ	266
富士ゼロックス(株)	119
(株)レグス	116
カネヨ石鹸(株)	115
佐藤薬品工業(株)	74
その他	902
合計	1,594

b 期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成24年1月期日	811
平成24年2月期日	444
平成24年3月期日	102
平成24年4月期日	204
平成24年5月期日	31
合計	1,594

(注) 平成24年1月期日には、当事業年度末日満期手形343百万円が含まれております。

(ロ) 買掛金

相手先	金額(百万円)
ライオンケミカル(株)	6,792
ライオンパッケージング(株)	3,622
ライオン・アクゾ(株)	2,753
大日本印刷(株)	1,424
東洋製罐(株)	1,235
その他	19,073
合計	34,902

(ハ)未払費用

内訳	金額(百万円)
運送費及び保管料	3,100
販売手数料	2,138
販売促進費	8,020
広告宣伝費	7,954
その他	6,582
合計	27,796

(d) 固定負債

(イ)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

相手先	金額(百万円)
(株)みずほ銀行	12,136 (1,104)
(株)三菱東京UFJ銀行	6,746 (644)
みずほ信託銀行(株)	3,034 (276)
三菱UFJ信託銀行(株)	3,034 (276)
明治安田生命保険相互会社	2,000 ()
合計	26,950 (2,300)

(注)金額の()内は内書きで、1年内返済予定の長期借入金であります。

(ロ)退職給付引当金

区分	金額(百万円)
退職給付債務	19,298
未認識過去勤務債務	157
未認識数理計算上の差異	2,151
合計	16,989

(3) 【その他】

記載すべき事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取及び買増	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して、これを行う。
株主に対する特典	新製品紹介セット(1,000株以上ご所有の株主様に年1回1セット)

(注)1 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 3. 募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 4. 単元未満株式の買増を請求することができる権利
- 2 平成23年8月31日開催の取締役会の決議により平成23年9月5日を効力発生日とする株式取扱規程の改定を行い、単元未満株式の買取及び買増に係る手数料を無料化しております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類並びに 有価証券報告書の 確認書	事業年度 (第150期)	自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日	平成23年3月31日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類	事業年度 (第150期)	自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日	平成23年3月31日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書、 四半期報告書の確認書	第151期 第1四半期	自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	平成23年5月13日 関東財務局長に提出。
	第151期 第2四半期	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月11日 関東財務局長に提出。
	第151期 第3四半期	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月11日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2(株主総会における議決権行 使の結果)に基づく臨時報告書でありま す。 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第12号及び第19号(財政状態、経営成績 及びキャッシュ・フローの状況に著しい影 響を与える事象)に基づく臨時報告書であ ります。 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨 時報告書であります。		平成23年3月31日 関東財務局長に提出。
			平成23年5月9日 関東財務局長に提出。
			平成23年10月31日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 3月30日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網 本 重 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 裕 輔

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、会社及び連結子会社の一部事業所において、被害が発生している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ライオン株式会社の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ライオン株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 3月29日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網 本 重 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 裕 輔

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ライオン株式会社の平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ライオン株式会社が平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月30日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網本重之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村裕輔

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第150期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、会社の一部事業所において、被害が発生している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年3月29日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網本重之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村裕輔

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第151期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。